

平成29年 3月 6日

1. 出席議員

1番	大坪	久美子	14番	吉田	達志
2番	橋本	正敏	16番	栗原	吉平
3番	田中	栄一	17番	樋口	良夫
4番	堤	康幸	18番	三角	真弓
5番	高橋	信広	19番	井本	政弘
6番	小川	栄一	20番	中島	富定
7番	石橋	義博	21番	森	茂生
8番	伊井	渡	22番	栗山	徹雄
9番	牛島	孝之	23番	井上	賢治
10番	萩尾	洋	24番	松崎	辰義
11番	角田	恵一	25番	樋口	安癸次
12番	服部	良一	26番	川口	誠二
13番	中島	信二			

2. 欠席議員

15番 寺尾 高良

3. 本会議に出席した事務局職員

事務局 長	牛島 義光
事務局 参事兼次長	古賀 安博
主 任	服部 敬
書 記	信國 美保子
書 記	坂本 裕美子

#### 4. 地方自治法第121条により出席した者

市 長	三田村 統 之
副 市 長	中 園 昌 秀
副 市 長	鎌 田 久 義
教 育 長	西 島 民 生
企画振興部長	(中園昌秀)
総 務 部 長	江 崎 順
市民福祉部長	小 波 慶一郎
新社会推進部長	室 園 哲 也
建設経済部長	松 延 久 良
教 育 次 長	橋 本 吉 史
企画財政課長	井 手 勇 一
地域振興課長	松 尾 一 秋
総 務 課 長	馬 場 解
税 務 課 長	堤 英利子
納 税 課 長	川 島 幹 夫
市 民 課 長	井 上 寿 代
子育て支援課長	平 嶋 智 子
介護長寿課長	山 口 昭 弘
商工観光課長	井 上 啓 時
建 設 課 長	江 田 秀 博
都市計画課長	末 次 隆 治
農業振興課長	平 島 英 敏
林業振興課長	井 上 秀 樹
上下水道局長	榑 慎 一
学校教育課長	持 丸 末 喜

## 議事日程第2号

平成29年3月6日（月） 開議 午前10時

日 程

### 第1 一般質問

(質問の順序)

- 1 森 茂 生 議員
- 2 樋 口 良 夫 議員
- 3 石 橋 義 博 議員
- 4 松 崎 辰 義 議員

---

### 本日の会議に付した事件

#### 第1 一般質問

---

午前10時 開議

#### ○議長（川口誠二君）

おはようございます。寺尾高良議員から欠席届を受理いたしておりますので、お知らせいたします。

ただいまの出席議員数は25名であります。定足数に達しておりますので、本日の会議は成り立ちました。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程につきましては、会議規則第19条の規定により、お手元に配付をいたしておりますので、御了承願います。

#### 日程第1 一般質問

#### ○議長（川口誠二君）

日程第1. 一般質問を行います。

順次質問を許します。21番森茂生議員の質問を許します。

#### ○21番（森 茂生君）

皆さんおはようございます。今回、1番目ですけれども、できれば一番よかったと言われるように頑張っていきますので、よろしくお願ひします。

前回は引き続き、税金の問題を取り上げていきたいと思っております。

ここに持ってきましたのは、サンデー毎日2月12日号ですけれども、この中で税金の特集が行われております。この特集を部分的に紹介させていただきます。年金保険を差し押さえる役所の非道、やり過ぎだろうという見出しであります。

その中で、4年前から市民税を滞納し少しずつ分納してきた。それなのに担当者がかわったらいきなり養老保険を差し押さえられた。悔しい。あるいは、生活費をおろすために銀行ATMの前に立ったとき目を疑った。約100千円が差し引かれ残額はほとんどなくなっていた。あるいは、生命保険を差し押さえられ解約されて400千円取り立てられた。東京では、ある区では滞納者への督促の中、強制捜索と大きな文字が書かれたビラが入っていた。ビラには、滞納分の全額返納の呼びかけと同時に、強制処分のために留守の場合は鍵を破壊して室内に侵入します。多人数での実施になるために、御近所への影響も少なくありませんと書かれていたということです。

国保の統計を見ますと、39.9%が無職、所得なしは23.3%、所得2,000千円以下を合わせますと75.9%、これは厚生労働省国民健康保険実態調査であります。国保料を払う前に、きょうの暮らしもままならず、健康に生きることすら諦めざるを得ない人たちがふえ続けております。負担が重過ぎて払えないという根本問題を解決しないまま督促や差し押さえを強化しても、住民を追い込み苦しめるだけであります。このように特集記事で書かれております。

このように一般の週刊誌にまで現在の異常とも言える差し押さえの実態が特集されるようになってきているのが、今日の現状ではないでしょうか。このような差し押さえは、八女市には関係ないと思っておられる方も多いかもかもしれませんが、八女市でも、昨年も預金通帳に振り込まれた年金、全額差し押さえられております。私の知り合いの人に相談があり、本人とその人が一緒に抗議に行きました。そして、生活分として4分の3を返還されております。この差し押さえはたまたま表に出てきただけで、ほかにもこのような事案がたくさんあるような気がしてなりません。

1番目に、12月議会に引き続き、税の滞納処分について質問を行います。

2番目に、滞納者支援について質問を行います。

詳細につきましては、質問席にて質問を行います。執行部におかれましては、簡単明瞭に答弁をされるようお願いをいたします。

### ○市長（三田村統之君）

おはようございます。本日の一般質問、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

21番森茂生議員の一般質問にお答えをいたします。

まず、税の滞納処分についてでございます。

納付誓約書、分割納付誓約書についてでございます。

滞納されている税については、一括納付が原則であります。どうしても一括納付できない方については、納税相談を受けて、必要であれば分納誓約書を提出いただいた上で、分割納付を認めているところでございます。

次に、預貯金の差し押さえはどのように行われているのかというお尋ねでございます。

納税をされない方には、督促状、納付のお知らせ、催告書などを順次送付し納付を促しておりますが、それでも納付をしない、納税相談や電話連絡もないなど、何の反応も示されない方については、滞納処分の対象者といたしております。

預貯金の差し押さえについては、預貯金調査で金融機関から回答していただいた明細書により、預貯金の残高や内容を確認した上で実施をいたしております。

次に、滞納者の生活再建支援についてでございます。

滞納している人に対して、市が生活再建を支援することで滞納を解決しようという滋賀県野洲市の取り組みについて所見はというお尋ねでございます。

滋賀県野洲市が実施されている生活再建支援策につきましては、しっかりした庁内連携体制が築かれているものと考えております。本市では、納付意欲はあっても金銭的問題などによりどうしても払えない方を対象に、ファイナンシャルプランナーによる生活改善型無料相談会を実施しております。この相談会により、安定した生活や計画的な納付への方向性を導き出す支援を行っているところでございます。

最後に、住民税など無申告者対策（国保税）についてのお尋ねでございます。

市県民税、いわゆる住民税などの未申告者対策としましては、前年度の申告で事業所得や不動産所得、個人年金などの所得があった方々など、申告が必要だろうと思われる方に1月下旬ごろに市県民税国保税申告書の一次発送を行っております。その後、さらに申告が必要と思われる方は、5月上旬ごろに申告書の二次発送を行っております。

また、国保加入者の未申告対象としましては、未申告の人がいると、所得がない場合でも国保税の軽減が受けられない旨を広報や納税通知書に同封するチラシに掲載して、申告をしていただくよう周知をしております。限度額適用認定証の申請や国民年金の免除申請を希望される場合は、必ず所得の把握が必要ですので、そのような機会を捉えて申告を促しております。

さらには、国保加入者の未申告者全員に対して、9月下旬に申告していただくよう通知を送付しております。

以上、お答えをいたします。

## ○21番（森 茂生君）

まず、確認ですけれども、12月議会の続きですけれども、平成27年度、いわゆる、法に基づく納税緩和措置は全くとっていなかった、ゼロという回答でありました。執行部が言われます納税緩和措置というのは、いわゆる法に基づかない納税緩和措置というのは、納付誓約書、続いて、分割納付計画書、2通ありますけれども、この納付誓約書をとることによって、これを出していただいた場合が、執行部が言われる納税緩和措置をとったということで理解

してよろしいのでしょうか。確認をします。

**○納税課長（川島幹夫君）**

お答えいたします。

昨年の平成28年の4月に法改正がありまして、換価の猶予の申請等が一つ設けられました。それと同時に、市のほうでの市税条例も改正をしたところでございます。

ですから、法に基づかない納税の猶予、それと、法に基づいた、そういった換価措置につきましては、この分割納付申請書を出していただいております。それで処分をいたしております。

以上でございます。

**○21番（森 茂生君）**

ちょっとはっきりしなかったんですけれども、もう一度言いますけれども、この納付誓約書を提出された方が、あなたたちが言われる納税緩和措置をとったということで理解してよろしいのでしょうか。はっきり答弁をお願いします。

**○納税課長（川島幹夫君）**

そういうことでございます。

**○21番（森 茂生君）**

いわゆる法に基づかない納税緩和、納税緩和ですので、これを提出いただければ、どのような緩和をされていたのか、お尋ねします。

**○納税課長（川島幹夫君）**

まず、滞納者が納税相談に見えます。滞納者とどういった生活状況かを確認しながら、滞納額等も確認をしながら、じゃ、どれぐらいで完納できますかと、一応決まりは1年というめどがございます。いろんな場合がありまして最長2年まではできるということで、2年間の間に分割納付をしていただくという約束をいたします。それは、その人の生活状況もございますので、金額も滞納者と話し合いながら、幾らずつ納めることができますかということで約束をしていただいているところでございます。

**○21番（森 茂生君）**

そうした場合、今の答弁では、ただ単に分割をするだけと聞こえました。そして、これが終わった後は延滞金、この問題はどうなっていますか。

**○納税課長（川島幹夫君）**

法に基づく換価の猶予、徴収の猶予につきましては、法でちゃんと認めておりますから、延滞金の免除をうたっております。法に基づかない換価の猶予につきましては、八女市のほうで延滞金減免事務取扱要領をつくっております。それに該当すれば、その方たち、法に基づかなくても免除の対象といたしております。

**○21番（森 茂生君）**

どうも12月議会よりずっと気になっていたんですけれども、地方自治体は法に基づいて運営をされなければならない、これが当然のことだろうと思います。ましてや、税金に関しては、市民の皆さん方から貴重な財源をいただくわけですので、なおかつ厳密に法に基づいて運営されなければならない。税務行政が法に基づいてされなければならない、私はこのように理解しております。ですから、あなたが言われるのは、法に基づかないでやっているということです。いわゆる法に基づかない税務行政をやっているということを言われているわけです。果たしてこれでいいんでしょうか。法に基づいてやるのが地方自治体ではないでしょうか。ましてや税務行政です。そこら辺の納得行くような答弁をお願いします。

**○納税課長（川島幹夫君）**

法に基づかない換価の猶予がほとんどでしょうけれども、法に基づく、先ほど何回も言っていますけど、法に基づく換価の猶予につきましては、あくまでも納税に対して誠意がなければならぬと、そういう条件がございます。当然、2年も3年も滞納をしてある方が、こういった形で相談に見えるということになれば、法に基づかなくても、何とかこういった支援をしなければならないということで、法に基づかない換価の猶予を実際行っているわけがございます。

**○21番（森 茂生君）**

これもうどなたにお聞きしたらいいのかわかりませんが、八女市は法に基づかない税務行政を一部やっているということでしょう。それで果たしていいのですかと私は言っているわけです。基づかないものであるならば、基づくように改正しなければならない、私はそう思います。違いますかね。基づかなくて、はっきり言えば、延滞金をまけてやっているわけでしょうが。ちゃんと法に基づいたふうにやらなければならないというのが私の考えです。あなたたちの話を聞けば、法に基づかなくて延滞金減免をやっているということでしょう。果たしてこれでいいのですかと私はお尋ねしているわけです。

これ、市長にお尋ねしますけれども、地方行政、あるいは、税務行政は、特にぜひ法に基づいて行わなければならない、私はそのように理解しているんです。そのところの考え方を伺いたします。

**○市長（三田村統之君）**

議員冒頭の質問の中で、今、貧困の格差が国民の中に非常に広がっていて、この納税の問題は極めて国県を初め、基礎自治体の大きな課題になっておるわけでございますので、基本的には、国の制度の中で、この徴収、納税の行政を進めているわけでございますので、まず、こういう今、議員がおっしゃるように、国の制度に基づかないやり方をやっている県、地方自治体、基礎自治体、全国にどういう状況であるのか。それを、例えば、そういう今、議員

がおっしゃるような徴収のやり方をやっているところに対して、八女市も含めて、国がどういう指導をしているのか、間違っていますよと、間違っているならば、国が制度を考えなければならぬ、指導しなければならぬ、それがどれだけ浸透しているのか、そのことが非常に私は国の責任もあるのではないかと。

ですから、行政としてはこのような、やはり国民生活の実態に合わせて、できるだけ1人でも2人でも、この納税に協力をさせていただく、あるいはまた、それが非常に厳しい家庭環境であるならば、それは少し温かい手を差し伸べて、やはり猶予期間を持ってあげるとか、いろんな相談に乗ってあげるとか、こういうことをすることが、国の国民の一番前線基地で働いている基礎自治体の姿であっていいんじゃないかという思いもございます。思いもありますけれども、これが全国的に問題であると、どこでもやっていなくて、八女市だけがそんなことをやっている、それは制度上おかしいじゃないかというのであれば、考えなきゃいけない。

ですから、私どもはこういう情勢の中で、他の県や、あるいはまた、国ももちろんそうでしょうけれども、基礎自治体が、市町村がどういう対応をしているのか、このことを十分把握しながら、その中で、県、あるいはまた、国の考え方、国に対して間違っていますかと、間違っているなら制度をきちっとしてください、指導してくださいというお願いを、全国の市町村やらなければいけない。私たちは、1人でも多くの方に手を差し伸べてあげたいという気持ちでやっているわけですので、その点はひとつ御理解いただきたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

#### ○21番（森 茂生君）

はい、確かに八女市だけではありません。全国的かどうかはわかりませんが、よその市町村でもこのような行為が行われているのは事実だろうと思います。地方税法の326条、これ、住民税です。そこ持ってきてありますか、地方税法。369条、これ、固定資産税、455条、軽自動車、723条、国保税、この中に、このようにうたっています。「市町村長は納税者が前項の期限までに納付しなかったことについて、やむを得ない事由があると認める場合において、同項の延滞金を減免することができる」、これが大もとの法律です。

ですから、徴収法ではないけれども、地方税法で市町村長が認めたらいいですよ、確かにあります。問題はこれからです。だから、これをきちっとしたところで処理をされているかどうか問題です。これ、国税庁がこう言っています。「延滞金は納税義務の成立と同時に特別の手續を要しないで納付すべき税額が確定する国税であることから、何らかの事由により延滞金を課さないとするならば、免除などについて法令の規定が必要になる」ということです。

確かに、八女市も要領によってそれが決められております。1つの流れです。ところが、



要領、あるいは、要綱、果たしてこれが法令と言えるのかという問題が出てきます。私が調べた範囲では、法律、あるいは条例、規則、これまでがいわゆる法令と本に書いてあります。要綱、あるいは要領、これは内部の事務手続だということで私は理解しています。法務関係者がおられたら、ここの関係、私が言っているのが間違いかどうか。条例、規則、これまでがいわゆる法令と認められて、一般的に言われているようです。果たしてこれが、総務部長、専門家ですので、どのような見解をお持ちなのか。

**○総務部長（江崎 順君）**

お答えいたします。

今、議員がおっしゃったとおりと認識いたしております。

**○21番（森 茂生君）**

ですから、要領ではなく、せめて規則できちとうたうべきだと私は言っているわけです。そうすれば、いわゆる法にのっとった形式にはなります。しかし、延滞金について、きちとうたっていないと、いろんなどころでいろんな問題が起きているから、あえて申し上げているわけです。

例えば、菊池では、この延滞金をめぐって大きな問題が起きて、市民の間から議員が税金を払っていないといううわさがどんどんどんどん広まって、結果的に調査特別委員会を開いて解明したところ、6名の議員が滞納していたというのが判明しております。5名が年度を越してかなりの滞納があって、結局、1,000千円以上の税金が回収されずになっております。そして、おかしいということでどんどんどんどん広まって、広報でこのように市長がおわびしております。調査対象3万1,131件ということで、4,935人がおかしいということになっているようです。

本来、加算すべきでなかった延滞金を逆に取っていたのが2,691件、納付期限切れの納付書で納付されたものが174件、執行停止や減免の事務処理が適正に行われず台帳上未納となっていたものが165件、これは途中で、3万何千件のうちの3,674件調べたところで、このようなものが出てきた。もともと議員のそれから始まって、調べてみたらぼろぼろと出てきた。全部、延滞金をめぐっての問題です。こういうのが各地でいっぱいあります。いろいろ言ったら、もう時間の関係でありませぬけれども、なぜかといえば、きちとした位置づけがなされないまま、この運用がなされているからです。

八女市がここにありますがけれども、減免の申請、延滞金の減免を受けようとする者は延滞金減免申請書に減免を受けようとする事由を証する書類を添付し、市長に提出しなければならない。ただし、確認するものがない場合は供述書を提出しなければならない。問題はここです。前項の規定にかかわらず、徴税吏員において減免事由を明確に把握できる場合は、この限りではない。要するに、問題は現場の職員の判断でなされているということです。です

から、この規則なり条例に、きちっとその減免のどういう場合にするかを明確にうたいなさいというのが国の方針です。先ほど市長が言われたように、国はそう言っているわけです。

ですから、そこら辺のところをきちっと整理されて、八女市は間違いがないだろうというふうに、私は思っております。しかし、この文面を見れば、現場の職員の判断でできるようなニュアンスがありますので、どうも怪しいなという気はします。気はしますけれども、いろいろ問題が起こる前に、一度、この減免の条項をきちっと精査されて、せめて規則に明確な取り決めをするべきだ、私はこう思っております。どうお考えになっておるか、お尋ねします。

#### ○納税課長（川島幹夫君）

森議員が言われるのは、要領では説得力がないということだと思います。周辺の自治体あたりがどういった形で、こういった要領なり規則なりをつくっているかどうかを確認したいとは思いますが。県のほうからも、こういった指導を仰ぐかということ判断したいと思いません。

以上です。

#### ○21番（森 茂生君）

この市町村長の考えによって減免するという事は、あくまでも二次的なもので、本来は法に基づいた納税猶予、あるいは換価の猶予、これが一番にとらなければならない制度だと思っております。この前も言いましたけれども、滞納整理学会というのがあります。これは、直接税金などを徴収する職員で構成する学会だそうですねけれども、このように述べてあります。「徴税吏員そのものが徴収猶予制度や換価の猶予を知らない、納税猶予の研修も行われていない。したがって、適用しようとする意識が薄いし、納税者に積極的な教示をしていない」、やっぱりきちっとした制度があるわけですので、これをきちっと適用するのが本筋ですよということです。納税の猶予制度は滞納整理を担当する徴税吏員が一番に理解しないといけない内容であるとして、納付誓約のみで分割納付を認める、差し押さえ承諾書をとるなどの違法手続がまかり通っている、このようなことをしていいなどと地方税法や国税徴収法にはどこにも書かれていないということです。

ですから、確かに八女市以外もやっていないのはあります。しかし、こうだからいろんな問題が起きるんですよということで、こう書いてあります。「地方税や国税徴収法にさまざまな手続きを細かく決めているのは、細かな手続きを決めることによって徴収の便宜と納税者やその債権者の権利を保護することにある。地方税や国税徴収に決められていないことを納税者に求めることは違法ないし職権濫用の類である。延滞金の不徴収、納税の猶予によらない延滞金の減免しかりである。」ということで、市町村長の判断でできるというのがひとり歩きして、どんどんどんどん、使いやすいわけです。納税猶予や換価の猶予はもともとの

制度ですので、使いやすいのを手っ取り早く使っている。そして、いろんな問題が各地で起きているというのが、私は実情だろうと思います。八女市では、幸いまだそういうのが表に出ていませんけど、私は、その前にちゃんとした取り決めをするべきだということを申し上げておきます。

時間の関係で次に行きますけれども、この納付誓約書を出せば時効はどうなるのか、差し押さえをすると時効はどうなるのか、お尋ねします。

**○納税課長（川島幹夫君）**

お答えいたします。

納税誓約書の文言の中に、納付義務を承認と、あるいは、未納額があることを承認するといった文言をうたっております。この承認という文言ですけれども、民法第147条ですかね、これでは時効の中断に該当するとうたっております。国税通則法の中でも、これについては民法の規定の準用をしなさいという形でうたっております。ですから、分納誓約をされますと時効の中断になります。差し押さえについても、時効の中断になるところでございます。

以上です。

**○21番（森 茂生君）**

この納付誓約書も見えておりますと、よその市町村のはきちっと書いてあります。本誓約書は民法第147条の3の承認に該当するものであると。八女市の場合は全く書いてありません。ですから、そういうことを納税者にきちっと説明責任を果たされているかどうか。果たしていないとするならば、ちゃんこの納付誓約書に、よそでも書いてあるように、きちっとこれによって時効が停止しますよ、それを説明責任の中でちゃんとやるべきだと私は思っております。ですから、この誓約書にきちっとそういう文言を入れるべきだと私は思います。いかがなさいますか。

**○納税課長（川島幹夫君）**

その件についても、近隣の自治体、あるいは、県の情報を入れて判断したいと思います。

**○21番（森 茂生君）**

近隣だとか県だとかいう前に、きちっと自分たちが勉強をして、私はやっていただきたいと思えます。

結局、分割納付誓約書が866人、差し押さえが500件ほどありますので、千何百件が早く言えば、その時点で時効が停止するわけです。すると、振り出しに戻って、あと5年間は時効にはならない。それはそれでいいんですけれども、そうしていながら、不納欠損額を見ますと、平成25年度が49,000千円、平成26年度が65,000千円、平成27年度が53,000千円、いわゆる不納欠損、永久に戻ってこないお金です。後から払いますと持ってこられても、このお金は受け取ることのできないお金ですけれども、5年の時効を見ても、平成27年度429人、平

成26年度が648人、平成25年度が617人と、いわゆる5年の時効で消滅が行われております。これだけ時効の停止をやっているのに、なおかつ500名前後の時効の中断で不納欠損で落とされております。果たして、これはどこに問題があるのか、どう考えておられるのか、お尋ねします。

**○納税課長（川島幹夫君）**

お答えいたします。

不納欠損の中身には、先ほど言われましたとおり5年の時効の分がございます。それとは別に、執行停止をかけて3年、例えば、自動的に不納欠損ということで落ちます。それと、それプラスに、即時の欠損もがございます。そういった分もございますので、そういった額になっているかと思えます。

**○21番（森 茂生君）**

それはわかりますけれども、なぜこれほどの多額の不納欠損が出るのかをお尋ねしているわけです。年間、例えば、先ほど言いますように866人と500件が時効が停止しているわけです。5年間は、この人たちは時効になりません。しかし、毎年、先ほど言いますように、5年の時効だけでん、500名前後、時効が進行しております。思いますのに、時効が停止する基本的な手続を全部とったのか、あるいは、放置して5年の時効で不納欠損になったのか、その中身を聞いているわけです。5年間放置しておけば、自動的に不納欠損になってしまうわけです。その中に、ちゃんと時効にならないような段取りをとったのかと聞いているわけです。

**○納税課長（川島幹夫君）**

私たちも、5年の時効で不納欠損になるということは、非常に額としても大きくなってはならないと考えております。ですから、滞納者を全部調査いたしまして、財産調査をするなり、財産が発見できれば差し押さえをするといった形で、少しでも減らそうという努力は行っているところでございます。

**○21番（森 茂生君）**

答えになっていませんけど、私は、もしかすると滞納が多くて手が回っていないんじゃないかという気もします。そこら辺、十分手を尽くすいとまがない。もう目の前の次から次に滞納がふえていって、職員は空回りして、十分な手続をとる前に、もう時効が成立してしまう、そのようなことはないのかどうか。例えば、一般に受け持ち件数、これはよく言われますけれども、八女市は何件くらい受け持ってされているのか。よそと比べて、その受け持ち件数が多過ぎはしないのか、ここら辺のことは、それこそ近隣市町村と比べてされたのかどうか、お尋ねします。

**○納税課長（川島幹夫君）**

滞納者の数ですけれども、現在5,000人を超える数でございます。ですから、一般的に事務レベルで言われるのが、滞納処分をする職員1人当たりに、平均的な数では300人というのがめどという形で言われています。これは一般に言われているところです。八女市の場合は、職員数で割ると600人近い、そういった人数になっているのが現実でございます。

ですから、何とか滞納者数を減らそうということで、職員一丸となって努力をしているところですが、平成25年は5,700人ほどおられたんですけれども、平成27年度は5,100人ほど、少しずつは減ってはいます。差し押さえ等で少しずつは減っているかと思いますが、また新たな滞納者が生まれるということですから、少しずつは減ってはいますし、滞納額も、以前10億円あったのが、今790,000千円ほどに減っています。ですから、少しずつ減らしながら努力をしていかなければならないと考えているところです。

**○21番（森 茂生君）**

今、聞かれたと思いますけれども、通常300人程度を受け持っているのが、八女市では倍の600人近くということで、びっくりしたわけなんですけれども、手が回らずに放置されている現状だろうと私は思っております。ですから、職員を1人、2人ふやしてでも、これを減らせば、プラスマイナス、そろばんに合うわけです。ですから、私は手が足りないというのであれば、職員をふやしてでも、きちとした体制で行うと間違いも少なくなるし、この不納欠損額も少なくなる、私はそう思います。ですから、そこら辺のところは、今のまま、倍ぐらいの人数をやっているということですので、恐らく一生懸命やられているかと思えます。しかし、やっぱりよその市町村と比べて倍というのは、幾ら頑張っても当然限度がありますので、そこら辺は誰にお尋ねしていいのかわかりませんが、やっぱりちゃんと対応をしてやるべきだと思います。いかがでしょうか、市長。

**○市長（三田村統之君）**

お答えをいたします。

プラスマイナス、そろばんが合うかどうかは、これ、わかりません。非常に難しい問題だろうと思います。職員をそれだけふやしたからといって、それだけの効果が出るのかですね。いろんな問題があるかと思いますが、確かに税の徴収というのは、極めて財源確保の上で重要でございますけれども、現場の具体的な内容については、私もまだ十分承知しているわけじゃありませんので、現場の声も聞きながら、これからどういう対応ができるのか、それは検討する必要があるだろうと思います。しかし、どこの基礎自治体もこの問題については、やはり1人が300人滞納者持っていようと、600人持っていようと、500人持っていようと、やはり内部的な課題は多くあるのではないかと、要するに行政の課題はあるのではないかと、そういう感じはいたしますので、まず、よく現状を把握してみたいと思っております。

**○21番（森 茂生君）**

次に行きますけれども、預貯金の差し押さえが、具体的にどのように行われているのか、お尋ねをします。

私の知り合いの人ですけれども、いわゆる貯金の差し押さえを受けて、本人も知らないような何十年前の預金通帳まで、引っ張り出したと言っちゃおかしいんですけども、見つけ出して、その中に5千円入っていたそうですけれども、それも差し押さえられたという話があります。ですから、話は簡単です。銀行に言って云々でしょうけれども、具体的にどのように銀行に照会をして、どのような格好で返事が戻ってきて、1件当たり有料なのか、無料なのか、そういう具体的に銀行の預貯金の差し押さえが、実際どのように行われているのか。恐らく皆さん御存じないかと思えますけれども、詳しくどのような段取りで貯金の差し押さえがされているのか、お尋ねします。

#### ○納税課長（川島幹夫君）

お答えいたします。

まず、滞納されますと、私たちは督促状を送ります。それに反応がなければ納付のお知らせ、これは年に4回送っています。それでも反応がないとなれば、催告書を送っています。催告書を出しても、まだ反応がない、相談にも来られないとなれば、財産の調査を行います。その調査の1つに、預金の調査がございます。

まず、金融機関にこの方、滞納者に取引はございませんかということで問い合わせをいたします。そういう預金を持ってあるということがわかれば、金融機関のほうから、その方の3カ月間の記録が届きます。私たちは、その3カ月間の記録を見ながら、この人の生活状況、どういう状況であるかということを確認しながら、生活に影響のない差し押さえ額を決定いたします。その額を金融機関のほうに差し押さえの通知書を送ります。幾ら差し押さえてくださいと。それと同時に、滞納者へも差し押さえ調書を送ります。金融機関は、うちから送りました通知書を見て、50千円なら50千円押さえなさいとなれば、50千円を別の預金に保管をするんですね。期間としては1週間から10日ほど保管をさせていただいております。その間に滞納者の方が納税課に来ていただいて、完納するなり、納税相談をするなり、納税相談しながら完納に結びつくような計画をしていただければ、差し押さえの解除を行います。その間、全く、また無視をされたとなれば、納付書をこちらから金融機関のほうに送付いたしまして、その納付書で税金を納めていただくという形になります。納めていただければ、本人に、滞納者のほうに配当計算書というのを送ります。これだけ税金に充てましたよということを送ります。それでも反応のない方もたくさんおられます。そういう方については、再び財産調査をするなり、そういった形の差し押さえが繰り返されるという形でございます。

#### ○21番（森 茂生君）

預貯金の差し押さえが三百何十件でしたかね、ですから、恐らくその倍ぐらいは銀行の方

に照会されているかと思えます。これ、無料なのか、1人に対して幾らかお金がかかるものなのか。あるいは、こちらから、例えば、誰それさんのということで照会をかければ、銀行は無条件でちゃんと出してくれるのか。そこら辺のところはどうなっているのか、お尋ねします。

#### ○納税課長（川島幹夫君）

金融機関から、対象者がはっきりして該当者がいたということになれば、記録が送ってきますけれども、それについては、1枚10円という形で手数料みたいな形で支払っているところでございます。

それと、金融機関がすぐ回答してくれるかと、これについては、回答しなければならないという一つの義務もございますので、拒否はされないという形で、金融機関はちゃんと調査をして回答もしていただいているところでございます。

#### ○21番（森 茂生君）

はい、わかりました。もっと言いたいんですけど、時間の関係で、次に行きます。

発言通告にも書いておりましたけれども、ちょっと順番をかえて国保の件について、まずお尋ねをしておきます。

家族の中でどなたかが申告をされていないと、結局本来なら法定減免される人すらも漏れてしまって、法定減免が受けられないというような話がありますけれども、そこら辺のところの状況を、どのようになっているのかお尋ねします。無申告の人が何人ぐらい八女市におられるのか、そこら辺のところの説明をお願いします。

#### ○市民課長（井上寿代君）

お答えいたします。

保険税の軽減の件だと思いますが、世帯の中で未申告の方がいらっしゃいますと、その世帯の所得が把握できませんので、もし所得がないということであっても、軽減の措置をすることはできません。

それから、未申告者ですが、今現在は大体180人程度の方が未申告となっております。今さっき言いました保険税の軽減に係る国保の基盤安定負担金の基準日というのが10月20日なんです。10月20日までに申告をしていただいで、軽減に係る分については、保険基盤安定負担金のほうで交付されますので、それに間に合うようにということで、9月下旬に未申告者の方全員、270名いらっしゃいました、通知を出しております。

以上です。

#### ○21番（森 茂生君）

これ、ホームページをちょっと取ってきたんですけど、「所得を申告していない被保険者が属する世帯には軽減制度は適用されません。所得の申告をしていない世帯主（国保加

入者でない世帯も含みます) 加入者は所得の申告をしてください。他の扶養に入っている人以外、所得のない方であっても、所得ゼロ円で申告してください」というふうなことになっていますけれども、いろんな面で周知はされているんでしょうけれども、なおかつ270名の方が申告していないということのようです。ですから、私がここに思うのは、積極的に申告をしていただくような手続、段取り、これをもう少し強化していただきたいというふうに思います。

そして、この次の質問項目ですけれども、納税課に行きますと、それは国保ですので、うちではわかりません。税務課に行くと、それは国保のほうに聞いてくださいというふうに全て縦割りになってしまって、横との連絡がなかなかついていないような気がします。ですから、もう少し連携をとって、未申告者を少なくするなり、やっぱり手続をとれば、当然、法定減免にかかる人が、ちゃんと申告をして法定減免を受けられるということになるかと思えます。ですから、そこら辺の連携が、これは仕方がないのか、それとも、連携を密にすれば、ある程度防げるものなのか、ここら辺の内部の体制がどうなっているのか、お尋ねをいたします。

#### ○税務課長(堤 英利子君)

未申告に対する納税課、それから、市民課の連携ということでございますが、その部分については、お客様から相談がありましたときに、先ほど、それは保険係です、これは納税課ですという突き放すような感じじゃなくて、必要であれば、一緒に職員がついて行って、このことについてのお尋ねだそうですというような形で、市民の方に寄り添いながらの御案内をしていると思っております。

また、先ほど市民課のほうから、国保の所得把握のために9月末に未申告者に申告書を送付されるということございましたけど、税務課のほうでも、当初1月に一度お送りしまして、その中で申告、また、直接、市民税の申告じゃなくても確定申告、また、会社からの給与支払報告書の提出、そういうものがありまして、それでも扶養に入っていらっしゃるのが確認できない方、そういう方について、5月末ぐらいにうちのほうから、また申告をしてくださいというような通知をお出ししております。そういうことで、それと、もう一つは、例えば、そういう通知を受けて申告があった場合と、必要であれば保険係に案内したりとか、逆も、市民課のほうからそういう通知のもとに申告に見えた場合は、税務課のほうに御案内いただいているとかということで、できる範囲の中で連携はしているものと考えております。

以上です。

#### ○21番(森 茂生君)

はい、わかりました。

最後の項目ですけれども、ここに商工新聞というのがありますけれども、1月23日付の滋



賀県野洲市、ここでは生活再建支援で滞納解決、ちょっと紹介しますと、「納付相談に乗りながら、相談者が自立できるように支援をしています」ということで、ようこそ滞納していただきました条例ということです。この条例の名前を聞くだけでは、ぞっとするようなキャッチフレーズですけれども、現場の職員も余りそれを大っぴらに言うのはやめてくれというて、納税課のほうも言われているそうです。しかし、この市長の思い入れもあるんでしょうけれども、このような条例を現につくられております。

この市長の考え方は、税金を納めてもらう以前に、市民の生活が健全でなければならない、市民の生活を崩してまで滞納整理をするのは本末転倒、生活を崩さず納付してもらうのが原理原則というような考え方で、このような条例をつくられて、市全部で連携して滞納者を少なくしていこうというような取り組みが行われております。税金を滞納する人は、例えば、住宅、あるいは、介護保険料、保育料、学校給食の料金など、ほかにも恐らく滞納しておられるだろうというのが想像つきます。ですから、税金だけ無理に徴収しても、その人の生活が崩れているなら、またすぐ生活が崩れて滞納が始まるということになってしまうわけです。

ですから、遠回りのようですけれども、その人の生活がきちっと再建できる、そして、徴収をするという考え方です。ですから、非常に回りくどいやり方のようですけれども、私はこれが地方自治体としての本来のやり方だろうと思っております。しばらくは強制的に取り上げれば、恐らく徴収率は上がるだろうということはわかりますけれども、これが果たして5年先、10年先まで、そのような状況になるのかというのは、これまたわからないことだろうと思います。ですから、きちっとした納税ができるように、滞納者が立ち直っていただかないことには、安定して納税していただくこともできないと考えております。ですから、そこでこのような野洲市の場合、全庁挙げて困っている人があつたら、連携して困っている人を助ける、これが一番メインになっているようです。

もともとは、最初からそうだったのかというわけではないようでして、もともとは消費生活センターにおられた生水さんという方が、この方は10年間、嘱託職員で頑張っておられたそうですけれども、この方がどうしても消費生活センターだけでは解決ができない、例えば、多重債務者ですけれども、どうしてもよそとの連携を取り組まなければ、当然その人たちは税金も滞納している、ほかの料金も恐らく滞納していることが多いということで、連携をやらなければ、本当の解決にはならないという発想から、このような条例をつくられて、連携を一番重視されておりますけれども、消費生活センターですっとやられておりますけれども、この方、スーパー公務員と言われているそうです。参議院の特別委員会にも呼ばれて証言されておりますけれども、生水さんが体を張って本当に活躍されているのは、もうこの世界では有名な話です。生水さんがあと50人いたら、多重債務問題は解決するんじゃないかというふうに参議院議員が言っているような人でして、例えば、一つの多重債務者対策、これにし

ろ、これ、いただきましたけれども、ファイナンシャルプランナーで解決できたのが相当数いらっしゃるけれども、これと同じように、消費生活センターで多重債務者の相談が大体二十数件、ずっと毎年あっております。

ですから、先ほどの話ですけれども、このファイナンシャルプランナーと、例えば、消費生活センターの多重債務者の連携、ここをとったら、もう少しスムーズに行くのかなという気もするわけです。いわゆる、こういう連携を庁舎内でやっていただきたいというのが、私の考えですけれども、例えば、この多重債務者の問題に限ってでいいんですけれども、消費生活センターとの連携はあったのかどうか、お尋ねします。

**○納税課長（川島幹夫君）**

納税課で取り組んでいますファイナンシャルプランナーにつきましては、先ほど森議員が言われたとおり、考え方としては同じような考え方だと思います。貧困者を何とか完納に結びつけるための事業でございます。この事業につきましては、各関係課、水道局、後期高齢、健康保険、住宅、そういった担当者も一緒に事前に研修を受けております。1カ月、相談の名簿ができますけれども、その名簿を関係課には事前にお配りをしております。入ったがいだろうという形で、相談と一緒に立ち会っていただいていることもございます。それは昨年で10回ほど、納税課以外の職員も一緒に相談に立ち会ったという実績もございます。それと、よその課から私たち納税課に、この方、ファイナンシャルプランナーの相談にいかがですかという支所からの相談とか、ほかからの相談が7件ほどあっております。

以上でございます。

**○21番（森 茂生君）**

私が言いたかったのは、そういうことで、それを今以上に連携を強めてやっていただきたいというのが、私の考えです。ですから、この問題については、後日また改めて取り上げていきたいと思いますので、本日は以上で私の質問を終わらせていただきます。

**○議長（川口誠二君）**

21番森茂生議員の質問を終わります。

午前11時20分まで休憩します。

午前11時8分 休憩

午前11時20分 再開

**○議長（川口誠二君）**

休憩前に引き続き再開いたします。

17番樋口良夫議員の質問を許します。

**○17番（樋口良夫君）**

皆さんこんにちは。私、今定例会に通告いたしております八女市まち・ひと・しごと創生

総合戦略が平成27年度からスタートし2年を経過いたしました。が、「ひと」と「しごと」をつなぐ各項目における、現在までの進捗状況と今後の4年間における具体策についてであります。1つ、新規就業者、後継者育成の中で、農林業新規就業者数が6年間で農業新就業者数120名、林業新規就業者が30名、合計して150名となっているが。2つ、産業間の連携の中で新規6次産業の取り組み。3つ、企業誘致推進の中で学校統合により閉校となった元木屋小学校跡地活用で、以前同僚議員が質問された際、IT企業を含めた誘致を検討していると答弁されていましたが、どう進展しているのか。4つ、創業、起業の支援について。5つ、市民雇用拡大に向けた支援について。

以上、市長、副市長、担当部課長に質問いたします。よろしくお願いいたします。

### ○市長（三田村統之君）

17番樋口良夫議員の一般質問にお答えをいたします。

まず、八女市まち・ひと・しごと創生総合戦略、平成27年度から平成32年度において「ひと」と「しごと」をつなぐ各項目の中での現在までの進捗状況と今後4年間における具体策についての御質問でございます。

まず、新規就業者、後継者育成の中で、農林業新規就業者数が6年間で150人と示されているがという御質問でございますが、まず農業の新規就業者でございますが、年間20人、6年間で120人の新規就農を目標としております。

平成27年度、28年度の実績はいずれも10人で、2年間の新規就農者は20人となる見込みでございます。

新規就農者の育成につきましては、青年就農給付金や新規就農促進支援事業補助金などを活用していただき、JAの研修施設や農家での研修など、就農のための支援などを行ってまいります。さらに東京や福岡市などで開催される新規就農セミナーに参加し、全国からの就農者を募っています。今後とも福岡県八女普及指導センターやJAふくおか八女と連携を密にし、新規就農者の拡大に向け、さらに努力をしていきたいと考えております。

次に、林業の新規就業者は年間5人、6年間で30人を目標としております。現状としましては、緑の雇用事業を活用した雇用などで、平成27年度は3人、平成28年度は7人の雇用実績となっています。今後も各事業体への緑の雇用事業による新規就業者の確保、育成の推進を図ってまいります。

また、高性能林業機械導入や造林事業などの補助支援、福利厚生の実施と技術、技能向上研修事業への参加支援を継続して行い、担い手確保につなげてまいります。

次に、産業間連携の中で、新規6次産業化事業についてでございます。新規6次産業化事業数につきましては、年間で3団体、6年間で18団体の事業化を目標といたしております。

農業分野での実績としましては、平成27年度は平成26年度に取り組みされた3団体に対し継

続支援を行っております。平成28年度は新たに2団体に対し支援を行っております。

今後も国、県、市のソフト、ハード面の補助事業を活用しながら、農業法人を中心とした新たな取り組みへの支援や女性グループなどによる加工農産物の開発など、市内の優良な農産物を生かした加工品の開発や販売戦略など、新規6次産業化に向けて積極的に支援していきたいと考えております。

林業関連の分野につきましては、竹を原料とした製品の開発や販売に向けた事業支援を行っており、今後も継続して推進することとしております。

また、林地残材などの未利用材をチップ化し、熱エネルギーとして利用する木質バイオマス発電の事業化に向けて検討を行っているところです。

次に、企業誘致の中で、元木屋小学校跡地はという御質問でございます。

木屋小学校跡地の利活用につきましては、八女市のホームページを通じて、企業、事業者を広く募集しているところでございます。現在までに数社の企業から問い合わせや企画の提出がありますが、実施企業の確定には至っておりません。引き続き企画提案された企業を含め、広く募集をしていきたいと考えております。

次に、創業、起業の支援についてでございます。

創業、起業に向けた支援につきましては、平成27年度から他自治体に先駆け、市独自の新規創業・新事業展開補助金及び新規創業資金等借入者信用保証料、利子補給補助金を創設し、創業者に対する財政的な支援を行っております。まずは創業予定者に対しては、開業に向けた基礎知識を学んでいただくために、八女商工会議所及び八女市商工会と連携して、八女創業塾を開催し、事業計画を初め経営力や雇用主としての心得などを身につけていただくよう支援を行ってまいります。

現状としましては、平成27年度と本年度に新規創業補助金を受けた方が32事業者で、八女創業塾はこれまで5回開催され、71人の方々が受講されました。このほか新事業展開補助金は、これまで10事業者に活用いただいております。今後とも引き続き支援を行っていきたいと考えております。

次に、市民定住雇用拡大に向けた支援についてでございます。

雇用拡大につきましては、定住化を含め、重要な課題と位置づけております。このため、雇用拡大による流入人口の増を目指す一方で、若者などの労働力を確保するため、市内の事業所などが市内在住の若者などを新規に雇用する場合、その事業所に対して財政的な支援を行いたいと考えております。

その内容につきましては、今後、より有効な施策を構築するため、他自治体との状況も踏まえ、関係機関と協議を重ねていきたいと考えております。

以上、お答えを申し上げます。

**○17番（樋口良夫君）**

今、市長よりるる答弁をいただきました。まず、お伺いいたしますが、今定例会の初日、議案が上程されまして、提案理由説明の中に、八女市まち・ひと・しごと創生総合戦略が平成29年度で2年目を迎えると示されていましたが、平成27年度は初年度であり、平成29年度はもう3年目を迎えると私は理解していますし、今回の一般質問の通告にも、現在までの進捗状況、いわゆる2年間と、そして今後の4年間の具体案についてどう取り組んでいくかという質問をしています。

平成29年度がまず2年目なのか、あるいは3年目なのか、お伺いいたします。

**○企画財政課長（井手勇一君）**

お答えいたします。

議員の質問でございます、まち・ひと・しごと創生総合戦略でございます。平成27年10月にてでき上がっております。これにつきましては国のほうが平成27年に入りまして、この考え方を示しまして、10月までにこの計画をつくりなさいということで、全国的に指導がっております。この計画をつくったならば、地方創生の先行型交付金、その交付金を事業に充当できますということで、その考え方が示されたところでございます。

それで、平成27年度につきましては、もう既に予算編成を終えておりましたので、その考え方に合うような事業をピックアップいたしまして、この地方創生先行型交付金を約10事業ほどだったと思います。その事業に充当いたしまして行ってきたところでございます。それで、これが10月につくりましたものですから、ほかの事業につきましては、中身に事業として取り上げましたけど、ちょうど11月、12月が平成28年度の予算編成の時期でございます。ということでございまして、本格的には先行型交付金で取り上げた以外の事業につきましては、平成28年度の予算からこの総合戦略の事業を強化していくということで取り上げてまいりました。ということで、本格的には平成28年度から始めたということでございまして、言葉足らずで誤解を招くような表現であったかもしれませんが、そういうことで御理解をお願いしたいと思います。

**○17番（樋口良夫君）**

理解いたしました。まず、1点目の新規就業者、後継者育成の中でありませけれども、新規就業者実績として平成27年度10名、そして平成28年度10名という御説明でありました。目標年度、約20名を目標とされていますので、約半分50%の実績だったと思います。その中で農家の後継者、あるいは非農家からの新規就農者は何名だったのか、お伺いいたします。

**○農業振興課長（平島英敏君）**

お答えいたします。

青年就農給付金が平成24年度からスタートいたしまして、申しわけありません。平成24年

度からの就農状況をちょっと、まず最初にお話をさせていただければということで思っております。

青年就農給付金自体、基本的に後継者の育成ということもあるんですけども、みずから自立、ましてや独立する農業者を支援するというので、平成24年度からスタートしてまいりまして、現在に至るということで、この事業を使いまして就農の後押しをしていこうということで、今進めておるところでございます。先ほど市長のほうから申しあげましたとおり、平成27年度、28年度の実績につきましては、10名、10名、合計の20名でございます。さらには平成24年度からの合計でございますけれども、実質52件、うち夫婦申請が10件、延べ人数としましては62人が交付対象になっているところでございます。

それとあと、現実的にUターン組がほとんどでございます。この52件、現時点で28年度はちょっとお一人の方、就農開始後5年がいわば交付対象になるんですけども、平成24年当時、もう既に2年を経過した方がいらっしゃいました。その方につきましては、平成24年、25年、26年、3カ年の支給で終わっているということで、現時点で51件の交付対象者でございますけれども、そのうち3件が八女市外からの転入者でございます。具体的には大川市、福岡市、筑紫野市、3件が市外からの転入者ということで、51件のうち3件が市外からの転入者、ほか残りの51件から、この3件を引いた48件が基本的には俗に言うUターン組でございます。

以上でございます。

#### ○17番（樋口良夫君）

48件がUターン組ということでありますけれども、その48件は、家は農家を経営しているということで理解してよろしいですかね。農家として自営しているということでお伺いします。

#### ○農業振興課長（平島英敏君）

お答えいたします。

具体的にこの62件を小さく分析をいたしますと、親元での経営継承の方、さらには親は農業されているんですけど、新たな部門として農業を開始されている方、その他、非農家出身で新たに農業を開始した方ということで、大きく人数を分けてみますと、62人の内訳といたしまして、経営継承が5人、新たな部門としては45人、独立自営といたしましては12人。ですから経営継承、新たな部門という形で約50の方が何らか自宅のほうに農業を営んでいらっしゃる方ということになるかと思えます。

以上でございます。

#### ○17番（樋口良夫君）

今の御説明願ったわけでありますけれども、とにかく各地を見ましても後継者が不足して

いるというのは事実であろうかと思えます。しかしながら、本市においては農林業が基幹産業でありますし、品目を見ましても、お茶、イチゴ、ナシ、またブドウ、キウイフルーツ、あるいは電照菊など、天皇賞あるいは農林水産大臣賞を受賞する、全国的に見ましても品質の高い農産物を生産する地域でもあります。そういった地域にもかかわらず、新規に就農を希望する人が、先ほどの説明を見ましても、大体24年度から開始されまして、最初の答弁でありましたように、年間約10人が平均値のようであります。

少ない原因は何かということでお伺いをしたいと思います。

#### ○農業振興課長（平島英敏君）

お答えいたします。

青年就農給付金の対象者以外に、現実的に親元就農をされている方がいらっしゃいます。収入がある程度確保された方、農家の後継者として就農されている方という形になるかどうかと思うんですけれども、この10人以外に、平成27年度で14人、平成28年度で12人が就農されているところでございます。このため、合わせますと平成27年度で24人、平成28年度で22人の新規就農者数ということになってございますけれども、先ほども申し上げましたとおり、青年就農給付金の対象者が独立・自営就農ということでの後押しという形で、どうしても家庭から外れられない方についてはその対象にはならないということで、青年就農給付金の対象者を今カウントさせていただいて、10人、10人ということで報告をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

#### ○17番（樋口良夫君）

今言われましたように、親元就農で平成27年度が14名、そして平成28年度が12名ということで、それを合算しますと、やっぱり年間約二十数名の方が就農に入られているようです。

いろいろ皆さん方と話をすることおきまして、やはり、じゃ、どうしてだろうかということを追及していきますと、農産物の価格はもう低迷していると。また、ハウスに使用する燃料などの経費とか、また八女市の大部分を占めます中山間地と山間地において、各品目を栽培する農地面積が狭く、生産経費でありますコストも上がり、結果的にはもう所得が低くなると。年間の生活設計が読みづらい、また計画できないという不安定さがあるように思います。

そのような状況の中でありまして、私の近所あたりを見てもそうですけれども、専業農家の後継者については、親としてどうしても子どもに跡を継いでほしいと。また、それを継がないことによって、その地域そのものが荒廃になりまして、地域そのものが存在しにくくなっていくということであると思えますけれども、なかなか子どもに継がせる決断がで

きないという家庭も多いかと考えます。

そういった中でありますけど、先ほど言われますように、平成24年から農業後継者対策として打ち出されました青年就農給付金が研修2年を設けた準備型と、それと経営開始型5年、最大7年間、年間最大1,500千円の支援と、本市におきましては先ほど答弁でもありましたけれども、これは本市独自でありますけれども、準備型の場合、その期間全く収入がないということで、新規就農促進支援事業補助金ということで、年間300千円支給する制度もあります。

やはりそういったいろいろのほかの各関係と比べましても、新規就農をするにはいい環境整備も今現在できています。しかしながらこの制度を知らない、平成24年からできまして、数年経過してきますけれども、市民、農業者も多くいらっしゃるのが事実であります。この制度の周知なり啓発が本当に重要であると考えますが、どう今後お考えなのか、対策を講じられているのか、お伺いいたします。

#### ○農業振興課長（平島英敏君）

お答えいたします。

申しわけございませんが、実際に青年就農給付金の周知が十分でないというふうなこともあるのかなということでは思っております。いかにせん、1,500千円だけが先走りすることがあってはいけないということでは思っております。事業の概要とか農業を始めるに当たってということでのパンフレットを作成して各支所には配置をしているところがございますけれども、まずは就農される方には農業振興課といたしまして、就農相談が一番大切であるということでは考えているところでございます。それぞれ農業はやりたいんだけど、全く経験がない方もいらっしゃいます。全くの技術もない、希望作物の選定すらまだできていない、農地の確保もできていない、農機具もない、何もない状況の中で農業だけやりたいということで、じゃ、まずはどこから取りかかろうかということでの相談関係でございますけれども、できる限り希望に沿った独立、自営が必要でございますので、その対応が必要だということでは考えております。

年に1回でございますけれども、JAのほうでは5月に就農相談会をやっていただいております。県のほうでも福岡で8月、1月ごろに2回ほどなんですけれども相談会を開催していただいております、それに関しまして市の広報でも相談会がございますという案内をさせていただいております。

それとあと、各JA、普及指導センター、農業振興課もそうなんですけれども、全てが窓口になって、相談ができるということで随時相談にも対応しているということで、その折に具体的に青年就農給付金の制度の詳細についてもあわせて説明をしていこうということで、ちょっと具体的な周知をどんなふうやっていくかということではございませんけれども、



できる限り相談に応じていこうということで考えているところでございます。

以上でございます。

**○17番（樋口良夫君）**

今、御説明を願いましたように、J Aさんなり、あるいは県を含めてそういった相談会もあっているようであります。しかしながら、なかなかいろんな場合を通じて告知しているということでございますけれども、まず就農相談をする段階も、やはり農業をやりたいけどという人もいるし、また、そういった中で家庭としては、いや、おまえがしたらちょっとやっていけんぞとか、いろんなことであります。そういった就農相談をやっているということを広く皆様方に知らせるために、例えば農業委員さんや、あるいはJ AのF Cなんかを通じて広く知らせることが、より就農相談をする機会もふえているんじゃないかなと思います。

本市において、周知させていくことで、また基幹産業であります農業に、より多く誕生することじゃないかと思っておりますけれども、また農業において、現在、八女市に福岡県立八女農業高等学校というのがあります。その学校を見ていきますと、とにかく農業における教育も充実していますし、そして地域農業の後継者を担っているわけでありましてけれども、やはりそういった県立高校でありますけれども、その学校にこれは提案ですけれども、出前授業として、先ほど言われました準備型で一、二年研修をされ、そしてまたそれを実践に向かっていると。それはトマト農家、あるいはイチゴ農家もいらっしゃいますけれども、そういった方たちに、やはり高校に出前授業をすることによって、その子どもたちが農業に対して、こんなにおもしろいものだ、こんなにすばらしいものだとか、あるいは楽しいものだとか、いろんな形の夢を与えるように、今後、教育現場においてもそういったことを仕掛けていくということも必要じゃないかと思っておりますので、今後そういった面をしながら、基幹産業である八女の農業の後継者を少しずつ育てていくということも必要なことだと思います。

その点についてどうお考えになるのか、副市長あたりはどうお考えなのか、お伺いします。

**○農業振興課長（平島英敏君）**

お答えいたします。

現在、県のほうの農業大学でございますけれども、年に1回、J A、普及指導センターと一緒に、今言われたような出前の授業を持たせていただいて、P R活動に臨んでいるところでございます。

じゃ、どうして八女のほうではやっていないのかということで申し上げますと、現在、就業されている実績の方の年齢を見ますと、二十歳以上の方が中心でございます。なかなかちょっと現時点では即高校から就農につながっていないということで考えておったところなんですけれども、今御指摘のとおり、やはり学生たちの今後の選択肢も広がる可能性がある。ましてや、それを行うことで、機会があるときには就農の機会もできるということで、

県の農業大学以外にもいろんな幅広くちょっとPRをやっていかにやいかんということでの担当者での話し合いなんですけれども、これまでやってきた経緯がございます。今言われたような八女のほうとの連携へ今後つなげていって、広げていければということで担当課としては考えているところでございます。

**○副市長（鎌田久義君）**

お答えいたします。

今、担当課長が申しあげましたけれども、やり方をどんなふうに進めていくのか。例えば、先ほど就農関係も出ておりましたけれども、JAの広報もございまして、チラシで特別にやるのもあるし、当然八女市の広報に、例えば1回掲載しているのを常時掲載していくのか。いろんな農家の方々、後継者の方々がやる気が出るような、もしくは研修も含めてやっつけられるような、わかりやすいやり方をちょっと検討させていただきたいと思っております。

それと、今、担当課長が申しあげたとおり、高校関係も当然含めてでございますけれども、後継者が少なくなってきていますので、やっぱり若い人たちのやる気が出るような、今やっているのは各部の青年部が視察研修とか、今、これについても市のほうも若干補助をしているんですけれども、今年度についても各部、何部かやって研修に行っていたいております。これについても、また年度末ぐらいに報告会を予定しておるんですけれども、こういった人たちについても、お会いする中でいろんな話をしているんですけれども、やっぱり所得が作物に何をを選ぶのかとか、いろんな形で付加価値をつけていくにしても、生活の中で所得が上がっていかないとなかなか後継者も見つからない、そういう状況でございますので、そういった面も含めて、逆にそういう若い人たちがどんなふうな考え方をなさされてあるのか、もしくはそういったもろもろも含めて、要望とか、こうしたらいいんじゃないでしょうかとか、そういった若い人たちの考え方も含めて取り入れていきたいと思っておりますので、今後ともよろしくをお願いします。

**○17番（樋口良夫君）**

今、副市長からも申されましたけれども、やはり若い人たちがいかに就農に対して、農業に対して魅力を持ちきるかと。それには、やはりどうしても後の生活設計ができるものが必要ですし、そういったのを含めて、市としても、今後も十分応援していくということがございます。

そしてまた、高校関係においても、先ほども出ましたけれども、やはり高校生の後にすぐ就農という形にならなくても、そういった中において、今まで全く関心なかった農業大学校に対して興味を持つとか、あるいはそういった関連の事業所に行くとか、やはりちょうど高校生の間というのは、今後自分たちの道としてはどういった方向づけにしようとかいう、いろんなまだ不安定さがあるかと思えます。

また、例えば農業をしている農家から通っている子どもたちも、農家はきつかもんにやとか、いろんなことで、やっぱり農業に対してそういった感覚を持っている子も多いと思いますので、そこで先ほど言いましたように、準備型、あるいは実際にそれを活用して就農している方あたりを出前授業によって感覚も大分変わってくる可能性もありますし、ぜひともそういった面は充実してほしいなと思います。

次に、林業関係に移りますけれども、目標新規就業者が年間5人ずつ、6年で30人となっております。新規就業者育成に、先ほどもちょっと答弁されましたように、緑の雇用事業を活用していると。そして、そういった場合、平成27年度が3人、平成28年度は7人と増加になっております。これは本当に喜ばしい形でございますけれども、その平成27年と平成28年比較して、やはり3人が7人になったその経緯というのは、何か原因があったものか、お伺いいたします。

**○林業振興課長（井上秀樹君）**

お答えをいたします。

新規の就業者に関しましては、今、議員御指摘のように、平成27年度が3名、それから平成28年度が7名ということで、かなりふえてきているところでございます。具体的に3名が7名になった理由を詳細に分析しているわけではございませんけれども、いずれにしても異業種からの転職でございます。したがって、林業に対しての職業のイメージというのが少しずつ変わってきているというのは事実ではなかろうかと思っております。林業に従事される方々の年齢構成を見ましても、若い人がだんだん多くなってきております。また、今はやりの言葉で言えば林業女子というような方々も出てきておられる。そういう林業に対するイメージが少しずつ変わってきている、アップしてきているというようなことが背景としてあるのではないかと考えているところでございます。

以上でございます。

**○17番（樋口良夫君）**

農林業センサス、これは5年に一度の調査をされているわけでありましてけれども、平成27年度にも発表をされています。それを見ていきますと、平成27年の前の5年、前の発表と比較いたしますと、大体林業事業体数が当時は約620件ほどありました。これが5年後、平成27年においては約26%、160件の激減となっております。その件について、どうしてこれだけ26%もその5年間で減ったのかという原因についてどうお考えなのか、お伺いいたします。

**○林業振興課長（井上秀樹君）**

お答えをいたします。

今、農林業センサスのデータで御指摘を受けました。平成22年の林業経営体616が平成27年では456と、160経営体が減少しているというところでございます。

内訳を見ますと、主に減少しておりますのは、家族経営の経営体でございます。林業自体は、以前は山林所有者が直接山林の維持管理をされていたり、農閑期でそういった林業を営む方々、そういった家族経営体に委託をされたりというようなことが多かったのではないかと思います。現時点では森林組合等の林業事業体への委託が主になっていると。そういったところで林業に対する収益の減でありますとか、作業量の減が原因として出てきているのではないかと考えているところでございます。

ただ、一方で、国勢調査に林業従事者という調査項目がございます。これにつきまして見えますと、平成17年度が120名であったのが、平成22年度は176名にふえております。平成27年度はまだ公表されておられませんけれども、推計では約200名の従事者がおられると考えておまして、その林業従事者というのはほぼ林業事業体での作業に従事されている方々ではないかと考えております。そういう意味では、林業就業者の二極化が図られているのではないかと考えておりますが、八女市内で3万1,000ヘクタール山林があるわけでございます。その3万1,000ヘクタールを林業事業体だけで適切に維持管理できるかということ、なかなか難しいところもあるだろうと考えております。

したがって、新規就業者の確保とともに、現在、林業に就業されている方々、そういった方々が長く安定的に就業していただけるような、そういう労働環境の改善のための支援策も八女市は打っておりますので、全体的な支援を行いながら労働力の確保をしていくということが大切ではないかと考えているところでございます。

以上でございます。

#### ○17番（樋口良夫君）

今、課長のほうより、どうして事業体数が減ったかということについて答弁がありました。私が思いますところは、まず先ほどの農業の面と一緒にありますけれども、材単価を見ましても、約40年前と比較いたしましても、当時1立方メートルが約30千円近くしておりました。それが現在10千円ほどになっていると。当時の物価水準とかいろんな面から比較検討いたしますと、約2割しか達しないと。そしてまた、数年前まで除間伐の補助金が来ていました。そういった際、先ほど言われますように、例えば自分で伐採、要するに自分で林業業務に携わっていくということで、自分で各家族の中で特に冬場においてそういった間伐なんかも行われていました。その際、例えば10アール、20アール、30アール、50アールであっても、小面積であっても、そのときの面積に応じて間伐補助金というのは来ておりました。それで何となく仕事をして、材を出して、そして補助金があるということで、大体プラスマイナスないような形だったように思いますけれども、国の施策も変わってきまして団地施業ということになってまいりました。特に5ヘクタールという一つの基準もあるわけでありましてけれども、やはり例えば個人で50アール、70アール、80アールやった場合、補助金も半分になった

と、約5割になったと。当市においては15%上積みというのを市単独でやっていただいております。そういった関係においては、やはり林業をやっている方、あるいは組合にとっても物すごくありがたいことですが、そういった面で特に国の施策も変わってきて、そういった状況になってきておりますので、とにかくそういった面では自伐林家が激減したという結果だと私は思います。

そういった中においても、先ほど課長申されましたように、八女市の面積の約7割は山林であるということで、特に山林が環境面、あるいは災害時の安全性から、山林の管理は重要であります。森林組合は会社組織で運営されている事業者への委託ということになりますけれども、現場作業員が実際不足しております。せんだっての全員協議会の中でも林活議連の副会長のほうから申されましたけれども、1町5反ほど1年ほど前からお願いしたけど、なかなか施業してもらえないということで、やはりどうしても現場の作業員が不足していると。その結果、事業量の減少にもつながりまして、本来は山林というのは国土保全して、またそういった中で災害を防ぐということでもありますけれども、それを手入れしていないことで、反対に災害を招くという起因にもなるということでもありますので、今後どうなっていくかと心配をされます。

そのために、やはり一番は山林で働く就業者確保が必要でありますけれども、見てのとおり、現状、高齢者でありまして、森林組合の担当者と話をしましても、約5割、半数はもう高齢者であると。それで、そういった中でも若い人が半数近くいらっしゃいますけれども、今後どうなってくるか、本当に心配だということも申されておりました。やはり新規就業者をさっき課長が言われましたけれども、どう確保していくかが今後の八女林業のキーワードになるかと思えます。

しかしながら、林業をされて現場を見てきますと、農業と違って、農業以上にとにかく危険性が隣り合わせです。特に災害後の、山林での伐採ともなりますと、予想もしない形で倒れてきますし、そういった危険性も隣り合わせにあります。

それで、やはりしっかりとした技術習得が必要でありますので、現在、緑の雇用事業での育成をされていますけど、それだけで大丈夫なのか、お伺いをしたいと思います。

#### ○林業振興課長（井上秀樹君）

お答えをいたします。

八女市の林業の将来についての御質問だと思います。

今、新規の就業者の確保につきましては御指摘のように、緑の雇用を活用しておりまして、うまくこれが機能しているのではないかと考えております。ただ、就業者を確保する条件が林業の中に整っているかどうかというと、なかなかそれは少し考えざるを得ない部分もあるのではないかと考えております。

一方で、現在、八女市としましては林活議連のほうにも報告があったように聞いておりますけれども、八女材を製品化して、内壁とか床等に製品化をして販売をしていく地域商社を興していこうというような取り組みも始まっておりますし、木質バイオマス発電事業等の検討も行っているところでございます。

そういった試みに積極的に取り組みながら着実に進捗をさせていって、最終的には木材の需要を喚起していく。木材を取り扱うとその収益が確保できると。その収益が山林事業者にとっても、山林所有者にとっても分配をされていくような、そういう取り組みが必要になってくるのではないかと思います。そういう状況を今示しました2つの事業がうまく稼働すれば、軌道に乗っていけば、山林に対する、林業に対するイメージがかなり変わる。構造の転換が図られるのではないかと考えております。そういった中で、林業に対する関心が高まっていけば、必然的に就業者の確保ができてくる。そのためにも今、取り組もうとしている事業を確実に進捗をさせていく、そういったことが大切ではなかろうかと考えるところでございます。

#### ○17番（樋口良夫君）

今、課長より答弁をいただきましたけれども、そういった総合戦略の中に記載されておりますけれども、とにかく担い手支援ということで、林業研修施設を上げられております。これは緑の雇用関係も入ってくるかと思っておりますけれども、せんだってから、もう数回、同僚議員におきまして研修施設設置をとにかく一般質問等で質問されておりました。

答弁としては、県のほうにもお願いしていると。特に一昨年9月に県議会が現地調査、視察に来られた際でもお願いをしているということも申されました。現在のところ、施設設置方向に進んでいるものかお伺いをいたします。

#### ○林業振興課長（井上秀樹君）

お答えをいたします。

林業の研修施設、林業大学校的なものも含めてですけれども、今、御指摘ありましたように、平成27年の9月に県議会の農林水産委員会に要望をさせていただいたところでございます。

その後、昨年、平成28年に、2回にわたって県と協議をしております。11月には、県の条例に基づきます農林水産業基本計画を策定するための意見交換会、こういったものがございました折にも要望をしたところでございます。

ただ、現時点で県のほうは新たな施設を整備するというよりは、現在、久留米にあります農林業総合試験場資源活用研究センター、ここで緑の雇用の集合研修が現時点で行われております。宿泊つきでここは行えるような施設になっております。その既存の施設、既存の制度を最大限活用していただきたいというのが県のお考えでございます。

したがいまして、今、我々が望んでいるような見解には至っていないというようなところでございます。

以上でございます。

#### ○17番（樋口良夫君）

今、説明願いました。やはり今後、本市には遊休施設も、特に八女東部にもございますので、そういった施設を利活用しながら、そういった形の研修施設として起動しながら、またそういった後継者を安心・安全な面からされていくことを求めていきたいと思っております。

続きまして、産業間の連携の中であります。それで、先ほど市長のほうにも答弁いただいたわけでありますけれども、特に八女市の場合、創業、あるいは起業を行うということで、2分の1で最高500千円の補助制度がございます。これはもう他市にはない本当に素晴らしい、そういった起業する方々に取り組みやすい500千円であるかと思っております。その点、本当に評価をいたしておるわけでありますけれども、特に今、アンテナショップ八女本舗が福岡の天神にございます。そこら辺との連携はどうなっているのか、お伺いしたいと思っております。

#### ○農業振興課長（平島英敏君）

お答えいたします。

6次化とあわせて、八女本舗との活用でございますけれども、星野のほうでお茶の実の油を使った製品が製品化できております。わずか25ミリなんですけれども、3,500円でございます。食用でございますして、サラダやパンなどにつけて、オリーブオイルみたいな形でつけて食べるということで、現在、ネット販売とか市内直売所、先ほど言われた八女本舗などに活用させていただいております。約100本ほどがもう既に売れておるということでお聞きをしているところでございます。

同じく茶の実油関係で化粧品もできないのかということで、これは現在まだ試作中でございますけれども、それができ次第、また八女本舗などの活用でもって販売なんかをやりたいということでお伺いしております。

あと、もう一点でございますけれども、製品化ができていうふうなところで申し上げますと、立花のほうで梅の漬け汁を活用したシャーベットを既にもう販売をいただいております。道の駅たちばなのほうで1カップ250円で既に1,000個ほどが販売できたということでお伺いしております。

あと、いろんな加工品もまだ試作中のものもございまして、全般的な課題といたしましては、製品化にいかにつなげていくのかという取り組みがちょっと今後、農業振興課のほうでも必要だということで考えております。

あと、いかに6次産業化につながる組織を維持していくのかとか、なかなかちょっと起業化ができていない団体もございまして、起業化に向けたプロセスの提示なんかもちょっと当農

業振興課のほうからの提案でもって指導していくべき課題であるということで現時点では思っておるところでございます。

6次化の開発から八女本舗の活用、あとは問題点、課題点等をちょっとお知らせしたところでございます。

以上でございます。

#### ○17番（樋口良夫君）

今、言われましたように、本市の特産品の中から、本当にそういった6次化にしているという事例を言われました。やはり加工することで付加価値をつけまして、まずそれを地域で女性グループが中心になっているかと思えますけれども、本当に女性グループの活力なりやりがいにつながりまして、その地域において男性の元気というよりも女性が元気になったほうが、より地域も活性化をいたします。そういった面を含めてしっかり後押し、応援していただくようにしていただきたいと思えます。

それとこれは答弁要りませんけれども、以前、竹材を利活用した——現在、学校給食の食器として竹を原料とした食器も開発をされております。そういった面で、やはりいろいろ地域のそういったすばらしい素材を利用した6次産業化に結びつけていけるように求めていきたいと思えます。

それと、木屋小学校の跡地の問題ですけれども、今、いろんな形としてホームページあたりでも応募しているけれども、なかなか決まらないということがございます。

それで、これは提案でありますけれども、先ほど1日の全員協議会の中で、地域振興課のほうから勉強会としてあったんですけれども、どうしても企業や事業所を誘致することが困難である場合、八女の森とまちによる循環型のまちづくりを目指してということで、八女市林業6次産業化地域資源利活用調査事業についての御説明がありました。その際、あくまでも仮称でありますけれども、里山賃貸住宅を中山間地に建設し、八女総体としての魅力を伝えたいと計画をされているということでございます。

せんだって、昨年9月だったと思えますけれども、木屋小学校跡地で別の事業を行いました。本当に木をふんだんに使ったオープンスペースのすばらしい施設であることを再確認したわけでありまして。本当にこのままではもったいないと思えました。そういったことで地域の方とも、もし企業誘致にならなくても、一刻も早い何かの利活用を、特に木屋小学校は国道442号沿いにもありますし、そして木屋地区の中心であるということからして、何らかの利活用を早目に決定してもらいたいということがあるようでございます。

それで、先ほど言いましたように、里山賃貸住宅をそういった校舎を利活用した八女材をふんだんに使ったことができないかと。これは今、市が目指されている移住、定住にも直接結びつきますので、そしてまた地域振興課が計画されていることにも通じていきますので、



そういった面はいかかなものか、お伺いしたいと思います。

**○副市長（中園昌秀君）**

お答えをいたします。

今、木屋小学校を今回進めております6次化産業の中の里山賃貸住宅という形で整備したらどうかという御提案があったところでございますけれども、この里山賃貸住宅というのは、中山間地域の中で資金とかも集めながら、そこに一つ体験的に居住をするということで、今、別の形で木材を使ってアパート的なものの賃貸住宅、そういったもので整備をしていこうということで担当課のほうとも協議を進めておるところでございます。

そういったものがなかなか実現ができなかったということになれば、今御提案があっている小学校の跡地利用をそういった形で検討をしていくという方向になるかもしれませんが、学校を住宅という形で使用するということになると、教室の中を全部木材に張りかえる、あと水回り、そういったものの整備をしなくてはならないということになりますので、いずれにしましても、ちょっと今、我々が進めておる里山賃貸住宅とは別の形で今進めておりますので、そちらの方の動向を見ながら、また今後、課題として検討していきたいと思っています。

**○17番（樋口良夫君）**

今、学校自体は今後賃貸住宅に持っていくのはなかなか厳しいということを申されましたけれども、今、全国的にも特に学校統合の後に、廃校じゃありませんけれども、そういった跡を住宅にしている例というのは数多くございます。できればそういった面を考えながら今後も進めていけたらと思います。

次に移りますけれども、創業、起業の支援の関係であります。先ほど言われますように、今現在、創業、起業については、とにかく数多くの創業セミナーとかも数多くの参加者があって、そういう中から創業、起業に結びついているということでございます。

今後、この事業によって創業、起業をやるということで補助金を受けられて、そしてその中でちょっと厳しいということでやめられた事例はあるのか、お伺いします。

**○商工観光課長（井上啓時君）**

お答えいたします。

ちょっと時間が余りありませんけど、創業、起業の支援、八女市で起業をしたいという方に対して、上限が500千円ということで商工観光課のほうでやっておる事業でございます。実績としまして、平成27年度、これは新規創業ということで12件申請がございました。平成28年度が20件ということで、新たに起業したいという方を支援する事業で、これには八女創業塾といって2日間の経営能力とか計画がどうなのか、資金計画がどうなのか、その辺をしっかりと塾を受けていただいて新たに始めた方に対して市が認めるものに上限500千円とい

うことでしております。これが今までに32件ございます。平成31年度までに50人を予定して  
おりましたけど、それを上回るペースで今来ておるという状況です。

それで、平成27年度が12件の中で5件が市外からの転入者とかUターンの方が起業されて  
おります。それと平成28年度の20件の中で10件がそうやって市外からUターン、Iターンで  
帰られた方が創業しております。非常にそういう意味で起業をやりたいという方の支援に  
なっておるかと思えます。

それで、やめられた方はおられるかということですが、ちょっと私が知っておる限りで  
やめられた方が1件だけございます。というような状況でございます。

以上でございます。

#### ○17番（樋口良夫君）

創業、起業について、今の答弁によりまして、とにかく好評を得ていると。そして、目  
標年度に向かってのそれ以上に達成してきているということでございます。本当に喜ばしい  
ことでございますし、特に他市からの移住者がかなりの規模を占めるということで、創業、  
起業の支援については今後どんどん進めていってほしいと求めたいと思えます。

最後に、市民雇用拡大に向けた支援でありますけれども、先ほど答弁もありました。市内  
居住の新規常用雇用者に対する雇用促進奨励金を創設し、雇用拡大に努めるとなっています。  
実現となりますと、本当にすばらしい施策でありますけれども、新規常用雇用だけになりま  
すと、現在、市内居住の方を雇用している事業所との整合性、また新規の方を新規常用雇用  
者としていつまで期間を設定するのか、そしてまた入社時に一括支給なのか、いろんな課題  
が出てくるかと思えます。

それで、先ほどの答弁の中でも今現在どういった方向づけでやるかというのを真摯に検討  
しているということがございますけれども、やはりもう平成27年、平成28年、2カ年経過し  
ていまして、あと4年になっております。そういう意味で早目にこの関係においても決断さ  
れまして、それを広く市外あるいは市内にも呼びかけていただきまして、より市内で行われ  
ている中小企業者あたりがやはり市内の人を雇用することでまた市内にも定住が図ってい  
かれると思えますので、そういった面をよろしく願います。

平成29年度は、とにかく3年目を迎えるということで、早目の対策を決定されまして執行  
されることが地域の活性化に結びつきますので、言いますように、早く決断をお願いいた  
しまして、私の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

#### ○議長（川口誠二君）

17番樋口良夫議員の質問を終わります。

午後1時30分まで休憩いたします。

午後0時29分 休憩

午後 1 時 30 分 再開

○議長（川口誠二君）

休憩前に引き続き再開いたします。

7 番石橋義博議員の質問を許します。

○7 番（石橋義博君）

皆さんこんにちは。まだまだ肌寒い日は続きますが、春本番を迎え、華やかな気分になりたいところではございますけれども、いよいよ八女市の人口も昨年末において 6 万 5,000 人を割り込んだと、国勢調査において知ったわけでございますけれども、この先、市の情勢はどうなっていくのかと、気分は華やぐどころか、若干暗くなる一方でございます。

八女市は、昭和 35 年の時点では 10 万 1,000 人おったのが、この 57 年たった今、6 万 5,000 人を割り込んでおります。平成 20 年の合併時 7 万 2,000 人が、今や 6 万 5,000 人を割り、いよいよ人口減が加速しているのではと思うところであります。

この八女も、もっと魅力あるまちに、もともとある人情、風景、風情や、さまざまな食や工芸品など豊かな物産品、特に今後はすばらしさを取り戻すべく努力をやっていただき、人口減に歯どめをきかせて、住みよい豊かな八女市づくりに取り組んでいただきたいと思うところであります。現実にはまだまだ生かしきれない、それどころか、さまざまな放棄地があらゆるところに点在、また拡大し続ける今、もっともっと真剣に、現実に即した八女市づくりに励んでいかなければと、また、ぜひ励んでいただきたいと思うところであります。

そこで、本日は人口減少とインフラ整備、また雇用・経済との因果関係に対する質問をいたしたいと思えます。どうか本日も真摯なる答弁をよろしくお願ひしたいと思えます。

後は、質問席により続けさせていただきます。

○市長（三田村統之君）

7 番石橋義博議員の一般質問にお答えをいたします。

人口減少とインフラ整備、経済・雇用問題の因果関係についてという関係の御質問でございます。

まず、人口減少についてどう具体的に取り組んでいかれるのかというお尋ねでございます。

経済の好循環が地方において実現しなければ、人口減少が地域経済の縮小を呼び、地域経済の縮小が人口減少を加速させるという悪循環の連鎖に陥るリスクが高くなります。したがって、人口減少を克服し、将来にわたって成長力を確保するため、引き続き八女市まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げる 4 つの基本目標、仕事づくり、人づくり、子育て支援、それを支える安心して暮らせるまちづくりの実現に向け、各施策を着実に進めてまいります。

以上、よろしくお願ひいたします。

○7 番（石橋義博君）

もう私も市長以下、一生懸命やられているのは存じ上げておるところでございます。河川等々、道路、要望も大変あって、上下水道における整備も積極的にやっておられると。そういう意味では、非常に市民の反応もようございます。私も、所管のメンバーとしてはうれしく思うところでございます。

しかしながら、やっぱり整備の中で、あちこち問題が起きております河川の、また町なかの冠水、浸水被害ですね、こういうのが非常にあちこちから不安や不満の声も上がっておるわけですね。道路事情がよくなればよくなるほど、地面が吸わないで、従来どおりの河川水路等々ではやはり対応しきれないのかなというところを私も感じておるところでございます。

これに対する対応、具体的な対策というのは考えておられるかどうかをちょっとお尋ねしたいと思います。

**○建設課長（江田秀博君）**

お答えいたします。

今、議員申されましたとおり、市内中心部におきましては、まだまだ豪雨災害等によっては冠水、それから浸水等の被害が出ているところがございます。市としましては、大がかりな工事というのはなかなか難しいわけでございます。現状といたしましては、市管理河川においては、護岸の整備並びにしゅんせつ等を行いながら、流下能力をより高めていきたいと考えているところがございます。

以上です。

**○7番（石橋義博君）**

先ほども申しましたように、一生懸命やっておられるというのはもう市民の方もわかっておられます。しかしながら、先ほども申しましたように、環境がよくなればよくなるほど、従来の水路、河川では対応しきれないと。何らかの対応策に迫られているのではないかと。これがひいては人口減——まさに冠水、浸水被害の起きるようなところにはなかなか住めないなど、そういう苦情も直接私にも届けられます。

それで私も、ただお願いするだけじゃなくいろいろ調べましたら、20年ほど前に雨水排水用に対応された埋設物があるということがございますけれども、それはどういうものなんでしょうか。お願いします。

**○上下水道局長（榎 慎一君）**

お答えいたします。

八女市としましては、雨水によります浸水対策としまして、昭和59年度から都市下水路事業を着手しております。その中で3路線、現在工事完了しております。1路線が北馬場町内から花宗川へ通る分、それともう一つが津江地内でございますけれども、八女人形会館東側の水路ですね、その整備をしまして、花宗川の支線に放流している水路、それともう一路

線が、これは福島校区ですけれども、東唐人町、秋葉神社がございますけれども、その南側から土橋の郵便局を通りまして、公立病院東側の市道高塚本町線の下をくぐりまして、花宗川へ放流していると、その路線を現在整備しているところでございます。

以上でございます。

**○7番（石橋義博君）**

整備をされているということでございますけれども、それでも時代とともに被害も大きく、また雨の降りぐあいも変わってきております。その中で、延長、拡大、または新設というのは考えておられないかどうか、ちょっとお尋ねします。

**○上下水道局長（榎 慎一君）**

お答えいたします。

特に今後の計画でございまして、福島、市街地を中心とした冠水をしている区域、西側のほうですけれども、京町、紺屋町、矢原町付近についての冠水でございまして、これにつきましては、いろいろ以前から雨水対策、冠水対策をされてきましたけれども、放流先の問題や農業用水等が絡んでまいりますので、具体的な対策には現在至っておりません。

今後、先ほど建設課長が答弁しましたように、市の河川の改修やしゅんせつ工事等も含めたところで、冠水状況を見ながら検討をさせていただきたいと考えております。

以上です。

**○7番（石橋義博君）**

いろいろな権利者がおられます地域の対応もいろいろあるかと思えます。しかしながら、総体的に見て、鑑みてやっていただいて、この八女の地が安住の地であると、住みよい地域であるということを前提に考えていただいて、これも放置すると人口減につながると私も思います。また、それは旧市街地のみならず、あちこちやはり冠水、浸水の苦情は出ております。また、現に要望されているところもございまして、町なかにかかわらず、いろいろ今後は検討していただいて、定住促進、人口減に拍車をかけないような対応をよろしくお願い申し上げたいと思います。

続きまして、雇用の問題です。これはもう私も、常々言っております。市長以下、一生懸命計画も立てられて対応もしていただいております。

しかしながら、早急にやらないと、この6万5,000人がどこまで減るのかという思いに駆られると、もういても立ってもいられませんので、前古賀工業団地の誘致に関しても12月の議会で聞きまして、一定の成果を上げつつあるということで、めども立てられたということで、私も安心をしておるところではございますけれども、そのほかのことで、雇用に対して具体的な対策を設けられているのか、考えられているのかどうかをお尋ねしたいと思います。

**○商工観光課長（井上啓時君）**

お答えいたします。

雇用対策についてですけれども、早急にこれは対応しなければなりません。今、議員おっしゃったように前古賀、それと今、木屋小学校跡地、これをやっておりますけれども、まだ前古賀のほうは県のほうと今協議中でございます。木屋小学校はまだ具体的な企業からの、1企業が今提案をこっちは待っておるという状況でございますので、これは早急に対応していきたいと考えております。

そのほかにはございますが、雇用問題としてどう対応しておるかということですので、1つが、平成28年中に2つの大きな企業が来ております。これは民民で取引があっておるということで、1つがゆめデリカですね、立花町の北山、これが去年の2月操業で、従業員が95名のうち新しく65名雇用していただきました。このうちの25名が八女市の方ということですので。これには機器設備等導入支援交付金ということで4,700千円ほどの、これは固定資産税、償却資産になりますけど、これの1年分の交付金ということで市のほうから出しております。

それともう一つの企業が、千賀屋といいまして、これは納楚のほう、川島運送のところに来た企業でございますけれども、平成28年の7月から、これは従業員53名新しく雇用していただきまして、うち28名が八女市ということですので、これも2,700千円ほどの交付金を市のほうから出しております。

こういふことで、またあと、直接、雇用とどうかという、成果に結びつくかどうかわかりませんが、伝統工芸等の継承者育成事業、これは現在7事業者、14名が活用していただいております。八女の伝統工芸を引き継ぐ新しい若者、それと家業を引き継ぎたいという若者と指導者に対して出す奨励金でございます。

それと、あと新規創業は午前中の樋口議員の質問のときに言いましたけど、これも順調に成果を上げているなど感じております。

それと新しく、これは平成28年度からものづくり推進事業というものもやっております。新しいものづくりを推進する場合、製造業と製造小売業が新商品を開発する場合の補助でございます。

また、新たに販路を開拓する販路開拓販売促進補助金と、こういうのもやっておりますので、活用していただきたいと思っております。

一番大きく伸びたのが、八女市の中小企業の融資制度というのがございます。これは、2億円を市内の6金融機関に預託しての事業です。市内の中小企業者に対して経営安定を図るために融資される、これが平成27年度が件数が26件でございました。総額で86,000千円の融資総額でしたけど、平成28年度が倍以上の60件に伸びております。166,000千円ということですので、低金利、平成29年度が1.5%の利率の予定ですけど、融資限度額が12,500千円と。これも非常に活用がふえてきておるといふことです。完済後は0.8%相当額の利子補給を八女市

のほうから行っておりますので、こういうことが少しずつ雇用の対策、直接つながらない場合もあるかとは思いますが、雇用拡大につながっておるかなと思っております。

以上でございます。

#### ○7番（石橋義博君）

もうさまざまな努力をなさっていることは私も存じ上げております。しかしながら、特に山間地ですね、山間地が若干、雇用対策には及んでいないのかなと。せんだって、星野、うきはのトンネルも貫通いたしまして、これから整備に向けて行われようとしておるわけでございますけれども、それがまた定住促進、人口増に一翼を担えるようになればさらによろしいかと思っておりますけれども、交流人口のみならず、やはり定住促進、もう人口減に歯どめのきくような、特に山間は林業を生かした雇用対策等々がございましたら、何か手だてがありましたら答弁いただきたいと思っておりますけれども、よろしく願いいたします。

#### ○地域振興課長（松尾一秋君）

お答えいたします。

現在、地域振興課のほうでは、林業6次産業化をにらんで、地域商社づくりというものの取り組みを今やっているところでございます。地域商社というのは、今、政府がやっていますまち・ひと・しごと創生本部が最も力を入れている、いわゆる地域に稼ぐ力をつけさせるという、そういった政府の方針にのっとった事業でございまして、中山間地で八女の特産物を生かしながら稼ぐ力をつけていくと、そういった事業をしっかりと推進してまいりたいと思っております。

特に地域商社の場合は、既にもうスポットが当たっているような、農産物等、有名ブランド化されているものは別に、まだまだ地域に眠っているような、本当に八女を代表するような品物、農林業にかかわらずいろいろあるんですけれども、そういったところに焦点を当てつつ、それを1次産業、2次産業、3次産業ということで6次化していきたいと思っております。

特に、地域商社という形にする場合は、1業者だけがもうかれればそれでいいというわけではなくて、必ず利益を地域に還元していくということが大切です。その利益を還元する中で、地域のプロデュース力、あるいは情報発信力、あるいはそこで働いていく人材を育成していくと、そういったものが複合的に合わさって、地域活性化、ひいては雇用促進等につながっていけばいいのではないかと考えているところでございます。

以上です。

#### ○7番（石橋義博君）

ぜひ、そうやってどしどしと新たな事業を出していただいて、展開していただきたい。そのことによって雇用をふやし人口増につなげていただければと思うところでございます。ぜひ頑張ってください。

本当に、もうないなら、それこそ私の私見ではございますけれども、矢部村あたりにはもう国を巻き込んで、オスプレイ基地でもつくらにやいかんとじゃないかぐらいの勢いで、私は雇用対策も山間対策もやらなければという思いに駆られておりましたけれども、そうやって新たな事業を展開していただいて、山間対策、人口増に結びつけていただきたいと思いますとおるところでございます。

主だったところは樋口議員が申されたので、私もそうとやかく言うところではございませんけれども、今後、そうやって非常に厳しい人口減、雇用の問題も含めて、厳しい状況に八女市もあると思うところがございますので、最後に、今後のインフラ対策、雇用対策、経済対策などを申してまいりましたけれども、新たにここで就任されました鎌田副市長にお聞きしたいと思います。どう今後、市長とともに、また市長を支えながら対策やビジョンを持っておられるのか、やっていかれるのかを語っていただいて、質問を終わりたいと思います。

#### ○副市長（鎌田久義君）

最後に、ビジョンということでございますけれども、私からお答えさせていただきます。

今回の質問におかれまして、インフラ整備、経済・雇用問題の因果関係ということで、特に先ほどから担当課長、局長が申し上げておまして、まずインフラ整備の関係でございますけれども、議員もおっしゃっておりましたが、区からのまず要望が、道路・河川を含めますとやっぱり年間200から300ぐらいの件数がございます。実質、毎年実施して、完了しているのが、合わせまして約200前後だろうと思っています。

そういった体制で、今、一生懸命やっておりますけれども、まず河川の関係でございますけれども、上流もしゅんせつ、護岸、整備は行ってきておりますけれども、やっぱり基本的な考え方としては、例えば、花宗川もしかりですけれども、下流域ですね、下流域の断面を大きくしていく、それに関しましては用地買収が当然必要になる。もしくは、深くしゅんせつも必要でしょうけれども、高くするなど、勾配の関係もございますけれども、そういったもろもろを含めて、もう一度下流域の計画を見直していきたい、そういった考えを持っております。

もう一つは、県が2年ぐらい前から花宗川沿線沿いに調節池、これが平成29年度完成予定でございますが、状況によっては平成30年度に入る可能性もございますけれども、この対策としては、氾濫箇所を一時的にためていく、面積が2カ所ございますけれども、3.8ヘクタールぐらい計画なさっております。これについては、洪水時の一時ためる形として有効ではないかということで、平成29年度に考えられております。

そういったもろもろも含めまして、国県の河川、市の河川、災害後にも相当整備いたしておりますけれども、断面を、今まで災害後も広くなしてきておりますし、そういったもろもろも含めて、最終的には上流だけじゃなくて、下流が一番大事な問題もございますので、そ



ういったものを含めて考えていきたい。

それと、定住、雇用関係ですね。これは去年も何か質問されておったということでございますけれども、前古賀の関係でございますけれども、法的な手続をとってなるべく早く完了させていきたいと思っているわけでございまして、今から、今年度を含めて来年度、再来年度、早く終わりたいと、完了していきたいということも考えております。そのためには、いろんな法手続を除外していかなければ進んでいきませんので、それについても一生懸命頑張っていきたいと思っております。

それと、ほかの企業については、保有財産の、例えば、学校の跡地も先ほど出ておりましたけれども、ほかの学校も結構ございますので、そういったもろもろの後利用をいろんな形で、企業の雇用に結びつけていかれる状況の箇所ならばいいんですけれども、なかなかそればかりもいかないところも多々ございますので、全体的に含めて、考えていきたいと思っております。

以上でございます。

#### ○7番（石橋義博君）

さまざまな取り組みをやっておられるということでございます。頑張ってください、また、今度総務省が出しました企業版ふるさと支援金のほうも活用していただきながら、さまざまな国県、また市の独自の取り組みをやっていただき、人口減、また雇用対策、経済対策に取り組んでいただきますよう、また発展に寄与していただきますよう、よろしく願いまして、私の質問を終わります。

以上です。

#### ○議長（川口誠二君）

7番石橋義博議員の質問を終わります。

24番松崎辰義議員の質問を許します。

#### ○24番（松崎辰義君）

皆さんお疲れさまです。日本共産党の松崎辰義です。本日最後の一般質問となりました。最後までどうかよろしくお願いいたします。

今、子どもの貧困が大きな社会問題となっています。八女市でも、昨年4月より子ども食堂が市民の協力により立ち上げられ、現在3カ所で行われており、大きな成果を上げていると思っております。

市のほうでも子どもの貧困の実態調査に乗り出し、アンケート調査をもとに、八女市子どもの貧困対策推進計画策定委員会の中で研究、検討がなされているところであります。来年度の予算を見ると、具体的な子どもの貧困対策も出ているようですが、現在の進捗状況はどうなっているのでしょうか。また、子どもの貧困対策における八女市の基本理念、政策理念

はどのようにお考えでしょうか。さらに、今後の方向性と具体策についてはどのようにお考えなのか、お伺いをいたします。

次に、児童生徒の準要保護についてであります。この間、何度も質問を行ってきましたが、この準要保護世帯の支援の充実は即効性のある施策だと思うからであります。ある調査では、一月幾ら減収になると家計がアウトになるかというのと、6,000円減収で家計がアウトになるという調査結果も出ているようですし、アメリカで貧困家庭にどれだけ現金給付をすればいいのかという研究があり、その世帯の現状の25%増にすると、その家庭の子どもまでお金が回るという報告もあるようです。

とにかく、今の施策の延長線上で考えるのではなく、思い切った施策、頭の切りかえが必要なきではないでしょうか。子どもの貧困対策の観点から、準要保護の扱いを今後どのように考えておられるのか、お伺いをいたします。

後は質問席より順次質問を行いますので、明解な答弁をお願いいたします。

#### ○市長（三田村統之君）

24番松崎辰義議員の一般質問にお答えをいたします。

まず、子どもの貧困対策についてでございます。

子どもの貧困対策の進捗状況はどうなっているかというお尋ねでございます。子どもの貧困対策推進計画につきましては、昨年9月から子どもの貧困対策推進計画策定委員会で協議を始めていただき、現在、計画の素案について検討していただいております、3月末に策定する予定でございます。

次に、子どもの貧困対策の政策理念はどのように考えているのかというお尋ねでございます。子どもの貧困対策の政策理念につきましては、全ての子どもが夢と希望を持って成長していける環境づくりが必要と考えており、「やめっこ」みんなが夢を描き、実現できるまちを基本理念として計画を推進してまいります。

次に、今後の方向性と具体策はどのようになっているのかという御質問でございます。

今後の方向性としましては、子どもの成長発達段階に応じ、切れ目なく必要な支援につなぐこと、教育と福祉をつなぐ連携を強化すること、さらに地域全体で子どもを見守り、支援する受け皿づくりが必要であると考えております。

具体的には、成長発達段階の切れ目のない支援として、平成31年度の設置を目指しております子育て世代包括支援センターと、要保護児童対策地域協議会が連携できるような体制づくりを進めてまいります。

このため、要保護児童対策地域協議会の主たる支援機関である家庭児童相談室の相談員を、来年度から1人増員することといたしております。

次に、教育と福祉の連携強化といたしましては、今年度からスクールソーシャルワーカー

を1人増員しておりますが、今後さらに家庭児童相談員と連携しながら支援を強化してまいります。

また、地域の受け皿づくりとして、赤ちゃん訪問事業などにより子育ての見守りもお願いをしている民生委員児童委員、主任児童委員の皆さんとの連携や、子ども食堂などの地域での子どもの居場所づくりなど、地域の子どもとかかわり合いのある方々のネットワークづくりを進めたいと考えております。

子どもの貧困対策の観点から、準要保護の今後の考え方につきましては、この後、教育長に答弁をいたさせますので、よろしく願いをいたします。

以上でございます。

#### ○教育長（西島民生君）

24番松崎辰義議員の一般質問にお答えいたします。

子どもの貧困対策の観点から、準要保護の今後の考え方についてのお尋ねでございます。

今年度は、準要保護支給項目のうち、毎年6月に支給しておりました新入学児童生徒学用品費を前倒しし、中学校入学者のみを対象として3月に支給することとしました。来年度以降はさらに小学校入学者を対象として、新入学児童生徒学用品費を入学前の3月期に支給する計画でございます。

八女市は、子どもの貧困対策として、昨年度から八女市入学祝い金制度をスタートしました。また、高等学校等の就学における支援として、八女市奨学金、八女市大坪奨学金があり、支給対象者の増員を行ってきたところでございます。

さらに、次年度からは、八女市奨学金の給付対象者の大幅な増員を予定しており、新年度予算として計上させていただいております。

以上、御答弁申し上げます。

#### ○24番（松崎辰義君）

現在まで、子どもの貧困対策推進計画策定委員会が行われ、今、市長の答弁の中で3月末に計画ができる旨の答弁がございました。

今までに何回開いてこられたのか。9月に策定委員会を開かれて、アンケート調査をされたことはわかっていますが、どのような形でされたのか、そこら辺の経緯をもう少し詳しく、それと策定委員会は何回開かれたのか、その経緯をもう少し詳しくお願いします。

#### ○子育て支援課長（平嶋智子君）

お答えいたします。

子どもの貧困対策推進計画策定委員会でございますが、9月7日にまずアンケート調査の内容の検討を行うための会議を行いました。

その後、小学校1年生保護者、それから中学校1年生保護者と中学校1年生の生徒を対象

としたアンケート調査を、10月から11月で実施いたしました。

その後、11月までに行いましたアンケートの結果を集計いたしまして、第2回目といたしまして12月に策定委員会の中で、そのアンケート結果の報告並びに計画の骨子案ということでお示しをさせていただいております。

それから、第3回目にその計画の素案をもっと具体化したものを案として提示いただきまして、委員会の中で御議論をいただきました。先週、3月3日でございますけれども、大方最後の取りまとめした内容というところで、また委員会の中で御検討をいただいたところでございます。

以上でございます。

#### ○24番（松崎辰義君）

今後のことになりますけれども、策定委員会は任期を見ますと策定までですから、いわゆる今後の推進体制といいますか、どのようにされていくのか、また、具体的にどのような形で施策をつくっていかれるのか。いわゆる2点、今後の推進体制、具体的な施策がどのような形でつくられていくのか、その点についてお伺いいたします。

#### ○子育て支援課長（平嶋智子君）

お答えいたします。

まず、推進体制でございますけれども、まずは計画の内容を広く市民の皆様を知っていただくというのが大事になると思います。計画ができて、3月に策定いたしました内容を広く市民の皆様のほうに周知をいたしまして、その後、地域の連携による計画の推進というのが柱になると思います。

それで、行政だけではなく、さまざまな分野でかかわりを持っていただいております、もちろん家庭、それから学校、地域、それから事業所、NPO、ボランティア、それから民生委員児童委員、主任児童委員の皆さんなどの団体との連携、協働によってその計画の推進に当たっていくという考えでございます。

その計画の今後の評価並びに確認につきましては、平成27年度から5カ年間の子ども・子育て支援事業計画を策定する折に立ち上げました子ども・子育て会議というものがございしますので、その総合的な子育てに関する審査機関ということで、その中で、この貧困計画の進捗の進行管理を行っていただくというところで考えているところでございます。

それと、理念ということでございますけれども、先ほど市長答弁にもございましたとおり、これは国並びに県のいろんな大綱なり、法律なりの中に書かれていることでありますけれども、生まれ育った環境に左右されることなく、誰でもが夢を描いて実現できるまちの実現ということを大きな目標として、理念として掲げて取り組んでいくという考えでございます。

#### ○24番（松崎辰義君）

推進体制は地域を含めてということで、いろんな団体とのかかわり合いの中で進めていく、また、基本的には子ども・子育て会議の中で具体的にされていくということですが、今回、策定委員会をいろんな募集もされながら、いろんな形でいろんなところから来ていただいて、集中的にこういう素案をつくっていかれたというところでは、やはりこの全体を見ながらどう進めていくべきなのか、いわゆる八女市の子どもの貧困対策というものを総体的にどう見ていくのかということが私は要るのではないかと。それは、単に子ども・子育て会議という庁舎内だけではなく、いろんな市民の方々の御意見、もちろん、そういうところで民生委員さんやら学校やら、いろんなところからの意見の取りまとめはされていくと思いますけれども、やはりこれを本気で進めていくなら、集中的に進めていく推進体制が必要だと私は思っておりますが、その点、市長なり副市長なり、どのようなお考えなのか、その点をお願いします。

**○子育て支援課長（平嶋智子君）**

済みません、市長ということでしたけれども、先ほど申しあげました子ども・子育て会議というのは、市の内部の会議ではございませんでしたので、ちょっと1点申し上げさせていただきます。各学識経験者を初め、保育所などの運営母体の方、保護者の代表、それから、その他学童の代表とか、いろんな分野の方がそのメンバーとして入っていただいておりますので、その中で進行管理を行っていかうということで考えております。

**○24番（松崎辰義君）**

わかりました。ちょっとこちらが勘違いをしておったようですので、その点は訂正をさせていただきますけれども、これから推進をしていくわけですが、大体、この会議を年間どれぐらいの割合で開いていかうと考えてあるのか、をお願いします。

**○子育て支援課長（平嶋智子君）**

お答えいたします。

子ども・子育て会議につきましては、年度当初に前年のいろいろな施策の進捗の状況の報告をさせていただきます。それから、年度末にまた次年度に向けてどうするかということで、大体年2回ということで考えております。

**○24番（松崎辰義君）**

それでは、年度当初、その前年度の反省と、年2回ということではその見直しも含めて2回をやっていく、そこの中で進めていくということですね。それで足りるのかなという不安はありますが、そこは必要に応じて、随時必要であれば会議を開けばいいことですから、ぜひ2回と言わず、必要に応じて開ける体制はぜひつくっていただきたいことを要望しておきたいと思っております。

それから、理念ということで、先ほど市長答弁にもありました、全ての子どもが夢と希望

を持って生きていけるということでは非常に大事なことだと思っております。子どもの貧困対策の推進に関する法律の中でも、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのない社会を実現することを旨として施策を講じなさいということですから、いわゆるその家庭の状況とか、地域の状況だけではなく、やっぱり八女市全体で、地域全体でそういうものを、子どもたちをどう育てていくのか、そして、子どもが夢を持ち、希望を持ってそれが実現できる社会をつくろうということだろうと思っております。

そういう中で、やはりこの基本理念の中にもあります、子どもに対する教育の支援、生活の支援、就労の支援、経済的支援の施策をしていくんだと。それには、第10条に教育の支援、第11条に生活の支援、第12条に保護者に対する就労の支援、第13条に経済的支援ということで各条項にわたってその支援の状況をうたっておりますので、それをやっぱりいかに踏襲していくか。

また、さきの議会の中で質問した折に、市長も教育長もこの理念を守っていくんだと、この理念に沿ってやっていくんだと言われたところですので、ぜひそのことを守りながらやっていただきたいと思いますが、その中で、いろんな考え方があると思いますが、私なりに勉強させていただいた部分ですけれども、政策的支援ということで4つ、全て4つできるかどうかわかりませんが、今現在問題ではないかなというところで、子育て世帯への援助とともに子ども個人を単位にした政策展開が必要である。子ども個人を権利主体者として援助することを政策の視点としてどこまで貫いていくことができるのかが問われている。これまでの児童福祉、教育施策の基本的性格は、子ども扶養義務者の努力に極度に依拠するという家族責任の、すなわち家族依存体質が根底にあり、家族、特に親が子どもの養育に関して優先的に責任を持って対応することが求められてきた。子ども個人を単位にした政策展開とは、これまでは親、保護者を通して子どもの権利保障が考えられてきたのだが、もっと施策が子どもの生活改善に直接活用されることを目指した政策視点をいうと。親の判断に委ねられるのではなく、子どもに直接届くことこそ重要である。

そしてもう一つ、これは厚生労働省の資料ですけれども、その中で、やっぱり日本の教育、そもそも日本は1世帯当たり所得構成の稼働所得の割合、賃金依存率ですけれども、とても大きいと。児童のいる世帯では91.0%、母子世帯では73.5%です。つまり、親は自分で働いて得るお金で生活し、子どもを育てているということです。これは当たり前のように思いますが、フランスでは子育てや失業、病気などの際に行政からさまざまな手当が支給されており、約30の子育て、家族手当が整備されている。したがって、賃金依存率は日本よりもはるかに低い状態で子育ての経済的負担が少ないと。今の現状は、やはり親に依存、そこをどう変えるかだと私は思っていますが、その視点はどのようにお考えなのか、お願いします。

**○子育て支援課長（平嶋智子君）**

お答えいたします。

今、議員おっしゃったように、子どもが単位として、親を通してではなく、子どもに直接的に援助をするようなことが理想であるというようなお話でございましたけれども、今、子どもの貧困として私どもが焦点を当てている子どもというのは、17歳以下の子どもということになります。どうしても子どもに直接的にというような支援の仕方というのは、やっぱり少なくとも小学生か中学生ぐらいまでは、なかなか親を通してからの支援ということにしかなり得ないのではないかと考えているところです。

市におきましても、経済的な支援についていろいろな手だてを行っておりますけれども、それはどうしても、やはりその親の口座に支給をしたり、親が取りに来たりということで、子どもが直接来るといったようなことがなかなかできていないというのが実情でございますので、その点については、考え方として親が子どものことを思って子どもに使っていただいているということを前提とした市としての考え方になろうかと思うところでございます。

答えにはちょっとなっていないかもしれませんが、以上でございます。

**○24番（松崎辰義君）**

全然なっていないと思いますよ。私が言っているのは、当然、親子ですから、親が子どもを育てるといのは基本的にあります。ただ、親の働きによって子どもが育てられていると。それが普通の子どもがいる世帯では91%、母子世帯では73.5%が親の収入だということです。いわゆる社会保障がいかに少ないかを言っているんですよ。ですから、当然親の口座に入ってきて、直接子どもに支給されるということはありません。でも、行政も含めて、親だけではなく、それをどう育てていくのか、そういう視点を持って今後しなければならないんじゃないか、それが、先ほど市長が言われた全ての子どもが夢と希望を持って生きていける社会ではないかと私は思っているわけです。

結局、親の働くお金だけで育てるのであれば、先ほど言いましたように91%とか、七十数%で子どもが育てられなければならないということは、いわゆる社会が、例えば、八女市が、地域が一緒に見守っている、いわゆる全ての子どもが夢と希望を持てる社会、八女市ではないんじゃないか、そういう観点で今後はやられるのかどうかということを聞いているわけです。

**○子育て支援課長（平嶋智子君）**

お答えいたします。

先ほどおっしゃったように、経済的な面で言えば、やはり親の働きによって子育てをしているというのが日本全国どこでも同じことだろうと思います。その中で、やはり八女市としては、その親の負担を少しでも軽くできるようにということで、あらゆる観点から経済的な

支援は行っているのが現状ではないかと思えます。例えば、保育料の国基準からの軽減ですとか、入学祝い金とか、そういう制度も近隣にない努力をしているものと思っております。

ただ、貧困の問題は、必ずしも経済的な側面だけではなく、親が子どもの面倒を見ない、基本的な生活習慣が築けない家庭があったりとか、親がダブルワークで子どもと接する時間がなかったりというような時間的な貧困とか、そういう側面もあると思えます。

それで、やはり行政ではその隅々に目配り、気配りはしているものの、これだけ広い地域の中で、どのような貧困の現状があるのかというのはなかなかつかめないということがございますので、これからはその支援体制の構築をまず第一義的に考えて、地域の皆さんから、ここはこういう家庭がある、こういう状況の子どもがいるというような情報を吸い上げて、そのピンポイントでの支援につないでいく、必要な支援につないでいこうという観点で、まず貧困の第一歩を進めていくべきではないかと考えております。

#### ○24番（松崎辰義君）

少し安心しました。そういうことだと思えます。全てが対応できるかということ、なかなか実際には財政の問題、いろんな問題があって、じゃ、本当に根絶ができるのかというのはなかなか厳しい問題だろうと思えます。それについては、やはり一番は国がもう少し、こういう子どもの貧困に目を向けてくれることだと私も思っています。決して地方だけでこの問題が解決できる問題ではないと思えますので、いかに地方からその声を上げていくかが今後、それはやっぱりそういう実践に基づいてこうなんだということを、実態を政府に突きつけていく、そのことが本当に大事なことだろうと思っておりますので、そういう意味では、今後の5カ年計画と言われましたけれども、その中で見直しをしながら、そして1つずつ、1つずつ、今の八女市に即した支援策は何なのかということは探っていかなければ、簡単にはできない問題だとは思っております。

ですから、そういう観点でぜひやっていただきたいと思えますし、やはり教育というか、親に頼る部分は大きいけれども、このようにやっぱり財政は親のお金だけではなくて、本当に先ほど言われたようにいろんな支援策を、できることをやっぱりやりながら、今後、八女市の重点施策として、この子どもの貧困対策というのを考えていただければ思っているところです。

時間がないので、少し飛ばしていきますけれども、この子どもの貧困対策なんですけれども、実は九州地域の中で沖縄が特に厳しい状況にあるわけですけれども、沖縄はもう早速、県として、子どもの貧困対策を6カ年の計画として、それぞれの施策に関して基準年度の指標、それから、最終年度の数値目標を示して、今、施策が行われております。国は、法律や大綱をつくったものの、いわゆる数値目標というのは全く挙げておりません。これについては、関係者から批判の声が上がっているところです。



ですから、八女市におきましても、どういう数値目標を設定されるのかわかりませんが、ただやっぱり施策が単なる努力義務ではなくて、きちんと成果を見せていく、そのためには数値目標というものを私は決めるべきだろうと思っております。子どもの貧困率をどうするのかとか、そこの数値目標というのは、専門家といいますか、皆さん方にお任せするとして、やはりどこまで行くのか、どこまでことは行ったのかというのをきちんとやらないと、その成果が見えない、それから進んでいかない、数値目標をやっぱり決めるべきだと思いますが、その点、どのようにお考えか、お願いします。

**○子育て支援課長（平嶋智子君）**

お答えいたします。

指標の目標につきまして、県の計画の中に挙げられておるような指標も含めて、いろいろ検討を進めているところでございますけれども、なかなか数字として挙げられるものが、私たちは幾つかしか見出せていないような状況でございます。それで、児童扶養手当受給者の就業率ですとか、就学援助を受けている児童生徒の割合、それから不登校の出現率などを指標として挙げる予定にしております。

**○24番（松崎辰義君）**

ということは、どういうものを今挙げられるかということで苦慮していることはわかりませんが、一定、数値目標をつくっていかうということにはなっているということですね。

**○議長（川口誠二君）**

午後2時45分まで休憩します。

午後2時32分 休憩

午後2時45分 再開

**○議長（川口誠二君）**

休憩前に引き続き、再開いたします。

**○子育て支援課長（平嶋智子君）**

お答えいたします。

先ほど指標を掲げて計画を推進していくのかという最後の御質問でございましたので、先ほど申し上げたような指標に基づいて進めてまいります。

**○24番（松崎辰義君）**

それから、先ほど課長は、17歳以下の子どもと言われましたけれども、今後は子どもの貧困ということ、いわゆる克服といいますか、根絶、削減、いろんな形で子どもの貧困をどう捉えていくかはありますけれども、対策をするにおいては、やっぱり対象年齢の拡大、そういうことも考えなければならぬと思っております。やはり今ニートとかいろんな問題が実際には社会的にあるわけですし、児童福祉法でいきますと、その対象年齢は18歳未満と

なっております。ですから、今後、例えば、子どもの医療費の無料化ということを考えるときには、やはり18歳以下、高校生までどうするのかということも当然視野に入ってくるだろうと思いますし、その児童福祉法も例外としては二十歳までと規定されているようです。児童自立生活援助事業や児童福祉施設では二十歳までを延長措置の対象とすることができるようになっていて、社会的自立を展望してみると、18歳以降の教育、就労トレーニング機会の保障など、どのように具体化していくのかという課題が今後出てくるのではないかと。貧困のサイクル、世代継承性を克服していくためには、大学等を卒業して一定の生活安定が確立されることを目標に施策を整備していくべきではなかろうかと言われております。

2009年7月8日に公布された子ども・若者育成支援推進法のように、どのように子どもと青年期の間を切断しない施策を展開するかというのも政策的支援が必要であると、ある書物で述べられておりました。私も本当にそこまでは実際には考えていなかったんですけども、先ほど言いましたように、ニートの問題やいろいろな18歳以上になっても本当に自立できない子どもというのはおるわけですから、そういうものに関して、八女市としてどうそこら辺を考えていくのかという視点は必要だろうと思います。

実際に今度私も、子ども・若者育成支援推進法というのをインターネットで取り出してみましたけれども、時間がありませんので申し上げませんが、こういう法律もできて、どうつなぎながら子どもの貧困を克服していくのかというのを、やっぱり今後の視点としては当然入れる必要があると私は思っていますが、どのようにお考えか、お願いします。

#### ○子育て支援課長（平嶋智子君）

お答えいたします。

確かに義務教育までだけではなく、高校、それから高校を卒業して自立するまで普通の大人として働けるようになるまでという長いスパンで一人一人に対して支援が必要であれば、支援を確立して生活できる大人にしていくというところはとても重要なところだろうと思っております。

今、子育て支援課の中に家庭児童相談室がございまして、そちらが主に支援の要る御家庭のサポートを行っております。そこは小中学校を卒業した後も、どうしてもどこに相談の持っていくようもないというケースが多々参りますので、そういう方については、その家庭児童相談室なりで必要なサポートの体制、次のこういうところに相談しなさいとか、そういう御家庭があれば、その御家庭の相談に応じて手厚い、寄り添った支援を今もしておるところでございます。今後も引き続きそういう視点で、その年齢に達したので、すばつともうここまでよということではなく、引き続き、支援の要る家庭には支援を行いつつ、そういう子供の成長につながっていくような努力をしていくつもりでございます。

#### ○24番（松崎辰義君）

先ほど課長が17歳以下と言われましたので、ちょっとそこが非常に気になったところでありまして、今言われましたように、実際にはやっているんだと。また、家庭児童相談員も1名今度ふやされるようにしておられますので、そういう部分での充実というのはあるだろうと思っておりますが、やはり今論議しているのは、子どもの貧困ですから、やっぱりそういう視点をこの中ではきちんと持って、やっぱり今後対応をしていただきたい、そういうものもきちんと理念の中に持ってやっていただければ、また新たな課題というのはいろんな形で出てくるんだろうと思いますし、そういう部分の新たな施策の練り直しとか、そういう中で、ぜひそういったことも頭に入れながらやっていただくことを強く要望しておきたいと思えます。

27分しかございませんので、最後の準要保護の関係に行きたいと思えますけれども、昨年、教育委員会のほうで要保護、準要保護、過去5年間の数と金額ということで、27年度については28年1月現在ということで資料をいただきました。27年度、最終的にどうなったのか、多分、28年度は前と同じで1月現在ということになると思えますが、その数がどうなっているのか、まず、27年度の最終的な数と28年度の数、様式は昨年をやつを見ていただければ、こっちがいただいた資料はおわかりだと思えますので、その中で数をお知らせ願いたいと思えます。

#### ○学校教育課長（持丸末喜君）

お答えいたします。

以前、松崎議員のほうに一般質問の資料ということで、過去5年間の準要保護と要保護についての数値と金額をお知らせしたところです。

昨年の平成27年度の実績ということで、小学校のほうからまず数値を報告させていただきます。

27年度の割合が14.1%です。金額についても、決算を見込んで数値を上げさせていただいておりましたので、数値につきましては、同じ数値になっておるところでございます。

あと同じく小学校の平成28年度、これは3月の決算見込みということで数値を上げさせていただいておりますけれども、13.3%です。小学校に限っては、昨年からちょっと減っておるような状況でございます。決算見込額につきましては、27,042,193円でございます。今度、中学校のほうですけれども、27年度です。割合のほうですけれども、15.6%、決算額も去年報告した数値と変わっておりません。24,486,747円。28年度の決算見込みということで、今回、調べさせていただいております。18.1%ということで、決算見込額が23,236,196円ということで、中学校について大幅にポイントが伸びているような状況になっております。

ただ、中学校に限りましては分母の関係がかなり少なくなっておりますので、こういった割合的には数値が上がっているのかなとは思っておりますけれども、全体的な小中合計の数

値だけちょっと報告させていただきますけれども、この分につきましては、ちょっと割合のほうだけでよろしいでしょうか。平成27年度が14.6、28年度が14.8ということで、全体の小中の割合からすると、昨年度からわずかにではありますけれども、伸びておるような状況でございます。ただ、先ほど申しましたように中学校についてが、かなりのポイントで伸びているような状況になっておるところでございます。（「決算額は合わせればいいとやね。ちなみに、ちょっと合計の決算額」と呼ぶ者あり）

**○学校教育課長（持丸末喜君）**

28年度の決算の合計額ですけれども、小学校、中学校合わせての金額です。50,278,389円ということになっております。よろしく願いいたします。

**○24番（松崎辰義君）**

中学校がびっくりしましたけれども、18.1ということで、前回は15.6でしたから、急速に伸びているなという部分が見てとれるかと思えますし、全体的には14.8ということでは、それでも14.6からコンマ2伸びているわけですから、やはり徐々に徐々に伸びていると。決算額については、全体的な数が減っているんだろうと思えますが、決算額については、2,600千円程度減っているようではありますけれども、この数字で実際にどうかなかなか難しいところだろうと思っております。

それで、まず先ほど言われました準要保護、要保護、入学準備金ですね、これは御存じのように、今年度から要保護については倍額ということになっております。この金額、3月に——先ほど来年度は小学校もと言われましたが、今年度は中学校だけということでしたので、中学校の要保護、入学支度金が倍額になれば、中学校が現在まで23,550円だったと思えますので、これが約倍になると思いますが、これは3月に倍額支払われる予定でしょうか。

**○学校教育課長（持丸末喜君）**

お答えいたします。

議員おっしゃった要保護の児童生徒費の補助金の額が、教育委員会のほうに2月2日付で届いております。その中で、要保護費の対象額が新入学児童生徒につきましては、約倍額ということで通知をいただいておりますけれども、そういった状況の中で、各市町村も当初予算での予算計上にちょっと間に合っておりませんので、県内の状況からしても、これは市だけですけれども、調査した状況も把握させていただいておりますけれども、28のうち19はほとんど予算措置ができていないということで、残りの自治体についても、通常予算で対応できたらなということで、まだ具体的な方針が出されていないような状況になっております。

こういった状況も含めまして、国のほうから2月期にこういった通達が来ておりますので、当然3月に前倒して支給を行うということで報告をさせていただいておりますけれども、当然支給の準備関係期間も含めまして、今回3月に新たな中学校に支給する新入学生徒への

学用品費につきましては、以前の23,550円の金額での支給ということで準備を進めさせていただいております。今回につきましては間に合っておりません。

**○24番（松崎辰義君）**

間に合っていないと。28のうち十幾つかが——ただ、検討中ということも含めて、支給しようという考えの自治体もあるということだと思います。そういう部分も含めれば、そこも多分同じで当初予算には間に合わなかったということだろうと思います。でも、それをどうにか、何とかできないかということでやっているわけですから、ぜひそのところは八女市も、いろんな基金等もごさいますし、一時そういうものを流用してでも、やはり必要な時期というものがごさいますし、そのために文部科学省もいろんな形で各自治体に通知といいますか、その時期に合った、また、必要に応じた適切な処理をということで再三言ってきているわけですから、その点検討できないのか。財政的な部分のごさいますけれども、そういう基金を流用しての一時的な扱いというのは、企画財政課長できないものなんですか。

**○企画財政課長（井手勇一君）**

基金を充用するという話でございましたが、当初予算で予算措置をしていなかったということで、そういうことが生じた場合は年度途中ですね、私どものほうに相談があって、できること、できないこと等ございますが、今回のことにつきましてはまだ協議まで至っていないところでございます。

**○24番（松崎辰義君）**

今ですね、先ほども言いましたように、子供の貧困も含めて、いわゆる子育て支援、非常に八女市が充実をしていると。まだまだだという部分を私は持っているんですけれども、やはりそういう中で、何とか出そうという自治体もあるということにはできないことはないんだろうと思うんですよ。ですから、ぜひ私は前向きに、残された期間、少しではありますけれども、ぜひそういう部分を再度検討していただくことを強く要望しておきたいと思います。

それから、要保護はそういう形でなりますが、準要保護についてはどのようにお考えなのか、お願いします。いわゆる倍額について、入学準備金について。

**○学校教育課長（持丸末喜君）**

お答えいたします。

新入学児童の学用品費に対する倍額の関係……

**○24番（松崎辰義君）**

いわゆる要保護が倍額になったということですから、準要保護もそれに準じて、これは自治体の裁量に任されているようです。ですから、八女市としてはどのようにお考えかということをお聞きしているわけです。

**○学校教育課長（持丸末喜君）**

わかりました。一定ちょっと整理をさせていただきたいんですけれども、今回、要保護費の児童生徒に対する補助金の単価が変わったということで通知が来ております。もともとが福祉サイドと申しますか、厚生労働省のほうで生活保護費のほうではもともとから新入学の学用品費については、この倍額の金額で支給がなされておるのが一つのエリアということで一定整理をさせていただきますけれども、あと文部科学省のほうから準要保護ですね、これはあくまでも市町村の配慮で各自治体の財政状況も含めまして支払いを行うということになっておりますので、例えば、八女市の場合、給食費で申しますと、給食費はもう大体全額支給を行っておりますけれども、自治体によっては給食費の半額しか支給していない地区もあるということで、それはそれぞれの市町村のサイドで決められるということになっております。

今回、通知があっている分ですね、文部科学省のほうから通知があっている分は、実はこの両サイドの真ん中の部分なんですけれども、要保護世帯に対する支給に対しての補助という形になってまいりますので、実はこの真ん中の部分については、八女市の場合は修学旅行費、この部分をあと郊外活動費関係も行っておるんですけれども、生活保護費の中で支給がなされていない部分、この分で修学旅行費で生活保護世帯のお子さんが修学旅行にかかった経費については、この要保護の補助金のほうで文部科学省のほうから補助金をいただくという制度になっておりますので、今回の単価の改正については、この真ん中の部分が改正になったということで理解をお願いしたいと思います。

ただ、もちろんこの、こちらの一番準要保護のエリアの部分で、この要保護の単価を適用しますということで当然なっておりますので、この分の単価を準要保護として適用するのかがどうかという話を、今後、各自治体ともかなり八女市のほうにも問い合わせが入っております。どんなふうにされますかということでですね。具体的には県南地区でこういった担当者会議も開いておりますけれども、各自治体とも市長部局、当然、財政サイドとの協議も必要になってまいりますので、そこら辺も含めて、今後、協議をさせていただきたいと思っておりますので、現段階ではちょっと財政サイドともこの関係については協議を行っておりません。

ただ、試算として、金額として上がってくるのが小中合わせて大体2,800千円程度の予算の増になってくるのかなということで試算はさせていただいております。

以上でございます。

#### ○24番（松崎辰義君）

検討させていただきたいということですので、あくまでも自治体の裁量ですから、要保護みたいに上げましたよということだけじゃなくて、それはどう扱うかは自治体の裁量ということですので、ぜひそういうことも含めて、まだ検討段階ということですので、私もほかの

自治体の議員等に聞きますと、まだ決まっていないうだと、検討しているうだというこ  
とで、なかなか即答できない部分が今の段階であるのかなと思っております。ただ、やっば  
り将来的に、先ほどから何度も言いますように、子どもの貧困の克服、根絶、削減というこ  
とを前提にすれば、そういう部分もぜひ考えながら、少しでもその貧困の削減、根絶に向か  
うような形で検討していただくことを強く要望しておきたいと思います。

それから、これは何度も申し上げてきましたけれども、いわゆる要保護の基準という部分  
で今1.3、これを1.5にできないかということで、なかなか簡単ではないということはよくわ  
かっております。前も申し上げましたように、福岡県内では、宮若市、鞍手町、小竹町、飯  
塚市、桂川町、みやこ町、築上町が1.5で今やっているところです。これについては、教育  
長は研究をしたと、莫大な財源が要ると言われましたが、一体具体的に1.5にした場合、幾  
らぐらいの費用が必要なのか、お願いします。

#### ○学校教育課長（持丸末喜君）

お答えいたします。

実際八女市の場合、1.5にしたらどれぐらいの財源が必要になるかということなんですけ  
れども、これを1.5と特定した場合は、全児童生徒の世帯の所得を調査する必要がございます  
ですので、そういったところから勘案しますと、現在のところ、ちょっと金額的には把握がで  
きていないような状況でございます。

#### ○24番（松崎辰義君）

教育長は研究をしたと、莫大な財源が要るということですので、一定どれぐらいの額か、  
それから、どういう調査、研究されたのか、その点お願いします。教育長。

#### ○教育長（西島民生君）

要保護の基準の1.3から1.5の準要保護の基準にしたときに、どれだけ予算的に変わるか  
という具体的な数字は、私は把握しておりません。それで、議員にそういうふうな形で申し上  
げた記憶もないわけでございますけれども、ただ、事務局で推計は大体何回かしたことがあ  
ると記憶しております。（「それで結構です」と呼ぶ者あり）その数字は、今ちょっと手元  
にないのかもしれませんが、とにかく1.3から1.5の間に相当数の世帯数がある。それ  
がどれだけ希望されるかまたわからないところはありますからですね。

それで、今が1.3で50,000千円ぐらいですよ。1.5にしたら、1億円近いお金がかかるん  
じゃないかなという推計はちょっとしたところでございますけどですね。

#### ○24番（松崎辰義君）

もう何といいますか、私はてっきりそういう数はつかんであるものだ。いわゆる研究を  
した莫大な費用が要るというのは、そういうことだろうと思ったんですが、非常に曖昧な答  
弁だなと思っておりますけれども。

先ほど言いましたように、飯塚市。八女市より随分大きな市ですよ、そこですらやっているわけですよ。その対象者、準要保護の対象者2,195名、これは25年度の資料です。これは教育委員会のほうにも私たち共産党が調べた資料ですけれども、お上げしているので間違いのないと思いますけれども、要は、どういう形で子供たちの貧困対策をするのか。ですから、やはり非常に厳しい家庭、いわゆる要保護、準要保護の世帯に直接こういう部分のお金が行くということでは非常に効率のいい、また、いわゆる貧困家庭と——それを貧困家庭と言うのかどうかわかりませんが、状況的には厳しい準要保護家庭に直接行くわけですが、こんなに効率のいい施策はないと思っていますんですよ。ほかに、例えば、先ほど言いましたように、18歳まで子どもの医療費を無料にしましょうとか、給食費を無料にしましょうとか、そういう施策が今回あるとか、来年度から考えているとかならまたそんなに一挙にはやれないだろうと思いますが、まだそういう話も聞いておりませんし、私は貧困家庭という、そういうものに手を差し伸べるということにすれば、やはり要保護、準要保護、この家庭にいかにか手厚くしていくかが非常に効率のいい施策だと思いますが、そういうふうには考えられないのか、教育長お願いします。

**○教育長（西島民生君）**

お答えいたします。

松崎議員も冒頭おっしゃいましたけれども、子どもの貧困対策大綱には4つの支援が言われています。教育の支援、生活の支援、それから保護者の就労支援、そして経済的支援。教育委員会はその中でも特に教育の支援を担うんだろうと思っています。その教育の支援の中身が、学校には貧困の連鎖を断ち切るための学校の役割ということを明確にしてあります。貧困の連鎖を断ち切ると。その中に大体4つ施策が求められています。

その1つは、学校をプラットフォームとして子どもの貧困対策の推進に努めると。その具体的な中身は、きめ細やかな学習指導を通して、そして、学力を保障する。そのために八女市教育委員会としては、少人数指導教員とか、図書室の先生とか、あるいは支援員とか、物すごい人的配置をして、きめ細かな学習指導に努めています。あわせて、スクールソーシャルワーカー、これも本年度1名増員させていただきました。そういうふうな形で1点目の学校をプラットフォームとして子どもの貧困対策を進めるというのは、一応国が示した方針に沿って、八女市はそれ以上のことをある意味やっているかなと思っています。

それから、2つ目については、教育費の軽減、これが2つ目の柱にあります。したがって、この教育費の軽減につきましては、八女市独自としては、何回も出ましたけれども、入学祝い金制度、これをやっています。あわせて、また皆さん方の御承認をいただけたら話でございますけれども、八女市の奨学金制度、これはどちらかというと成績状況よりも経済的事情下を重視した奨学金でございます。これを大幅に拡大させていただこうと思ってお



ります。こういうふうなもろもろのことをやっているわけで、就学援助制度そのものを見たら、問題もあるかもしれませんが、全体そういうところを見ていただいて、八女市がどれだけ子どもの貧困対策に頑張っているかということも、そういう視点でも見ていただけたらありがたいかなと思っております。

**○24番（松崎辰義君）**

頑張っていらっしゃることはわかっていますよ。それをだめだということじゃなくて、ただ、言われるように、八女市の奨学金、倍にする、50名にされるというふうには聞いておりますけれども、非常にそれは評価するところですが、根本問題を一番根っこからどうするかというときに、やっぱり多くの方をどのように救っていくかという施策をやっぱり今考える必要があるんじゃないか。子どもの貧困対策を考えるときに、その根底をどうするかというところを私は根本的な問題として考えていく必要があると思っております。就学支援の中で特に準要保護というのは、これは2005年に小泉内閣によって国庫補助が廃止された、一般財源化された中で、今、ここでは国の補助というのは31%と言われております。ただ、私……

**○議長（川口誠二君）**

松崎議員、残り時間2分を切りましたので、よろしくお願いします。

**○24番（松崎辰義君）続**

はい。ただ、やっぱりそういうものをつくるときに、今、計算しますと、八女市の場合39.3%が補助になっているようですが、この補助率を挙げていく、それから一般財源を国庫補助にきちんと切りかえていくように要求をしながら、そういう施策を考えていく必要があるんじゃないかと思っておりますので、今の現状だけじゃなくて、将来を見据えてどうするかということも考えていただくことを強く要望して、私の一般質問は終わります。

**○議長（川口誠二君）**

24番松崎辰義議員の質問を終わります。

お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（川口誠二君）**

御異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会いたします。お疲れさまでした。

午後3時18分 延会